



毒ガスサリンの

「いた」

片岡 伸行

世界を揺るがした地下鉄サリン事件より数十年も前から、陸上自衛隊がサリンの製造をしていたことが複数の資料と証言で明らかになった。サリンだけではない。VX、タブンといった猛毒の殺人ガスも……。非核三原則と同様、日本政府は毒ガスについても「持たず、作らず、持ち込ませず」などと表明していたが、自衛隊によるサリン製造が事実なら、毒ガスをめぐる戦後の歴史が塗り替えられる可能性がある。陸自・化学学校に所属していたという元自衛官の証言から連載を始める。

上/陸上自衛隊大宮駐屯地(さいたま市北区日進町)の入口に掲げられた化学学校、第三十二普通科連隊、中央特殊武器防護隊の看板。下/化学剤の除染訓練をする第101化学防護隊。(1995年3月30日撮影、提供/時事)



リン事件より二〇年以上も前に陸上自衛隊で製造していたという。にわかには信じがたい話だが、そもそも陸上自衛隊化学学校とはどのような組織なのか。

NBC兵器の防護研究

かつて国会で次のような質問主意書が出たことがあった。質問者は参議院の井上美代、緒方靖夫、阿部幸代、畑野君枝の各議員(当時)。質問主意書は第一五〇回国会中の二〇〇〇年一月九日付で出された。

〈政府、防衛庁の進める核・生物・化学兵器対処研究が、大都市部で公然と行われることに対し、基地や研究施設などの周辺地域住民を始め、多くの国民は不安を持っている。生物・化学兵器の禁止が世界の流れとなっている中で、なぜ今、生物・化学兵器対処研究が必要なのか〉

〈埼玉県大宮市にある陸上自衛隊化学学校は、これまで、核・生物・化学兵器対処研究とのかかわりで、どのようなことを行ってきたのか。(略)明らかにされ

たい〉(抜粋。地名は当時)これに対し、同年一月一日付の答弁書で森喜朗総理大臣(当時)は、化学学校について次のように答えている(その部分のみ抜粋)。

〈陸上自衛隊化学学校においては、これまで、NBC兵器が使用された場合の偵察、防護及び除染を行うため、化学防護、化学技術等に関する研究を行ってきた。今後、同学校においては、(略)引き続き、かかる研究を行っていく予定である〉

きわめて具体性を欠いた答弁であるが、「核・生物・化学兵器対処関連事業」として一九九九年度は二億九〇〇〇万円余、二〇〇〇年度には二億四億三六〇〇万円余とゼロが一つ増え、一三年度はさらにその約三倍の七億八二〇〇万円余の予算が付いている。通算すれば巨額な税金が投入されているものの、その活動内容は以上のとおり抽象的な域を出ない。

陸自・化学学校はNBC兵器(15ページ囲み記事参照)の防護要員であり、「防護」研究のために化学兵器と放射性物質を扱うことなどの毒ガスを製造していることは知られていない。化学学校の活動自体が闇に包まれている。

ところで、その化学学校の法的な位置づけは次のようになる。

地下鉄サリン事件の起きた翌月(九五年四月)に施行された「化学兵器禁止法」(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律)では、「何人も、化学兵器を製造してはならない」(第三条)とされるが、第三、四条によって「特定施設」についての「特例」が定められている。

特定施設とは、「特定物質の毒性から人の身体を守る方法に関する研究のために特定物質の製造をする施設」を言う。その特定施設に指定されているのが「陸

自衛隊とサリン 第1回

私は自衛隊で製造に関わって

毒ガスとは

核兵器(Nuclear=ニュークリア)、生物兵器(Biological=バイオ)、化学兵器(Chemical=ケミカル)の頭文字をとって「NBC兵器」というが、このうち毒ガスはC(ケミカル)兵器に属する。生物兵器=B(バイオ)兵器が天然痘ウイルスやコレラ菌、炭疽菌、ボツリヌス菌などの生物剤を用い、自然発生の疾病との区別が困難なに対して、化学兵器は人の手で開発された毒性の化学剤を用い、弾薬などを爆発させることで一度に多くの人を殺傷する大量殺人兵器である。外務省総合外交政策局が公表している資料によると、化学兵器として開発された毒性化学物質は大まかにわけ、①血液剤(塩化シアンなど血液中の酸素摂取を阻害し身体機能を喪失させるもの)、②窒息剤(ホスゲンなど気管支や肺に影響を与えて窒息させるもの)、③腐爛剤(マスタードなど皮膚や呼吸器系統に深刻な炎症を引き起こすもの)、④神経剤(サリンなど神経伝達を阻害し筋肉痙攣や呼吸障害を引き起こすもの)などの種類がある。

第二〇一化学防護隊 サリン事件で出動

JR大宮駅から直線距離で二キロメートル近く。中山道(国道17号線)を越えてしばらく行くと、信号の向こうに白い建物が建ち並び、さいたま市北区日進町にある陸上自衛隊大宮駐屯地の官舎である。

信号を左に曲り、広い道路を行くと、やがて駐屯地入口。そこに「化学学校」「第三十二普通科連隊」「中央特殊武器防護隊」の三つの看板が並ぶ。

地下鉄サリン事件発生時、大宮駐屯地からは化学学校とその配下にある第一〇一化学防護隊(中央特殊武器防護隊の前身)が初めて実働派遣された。同じく首都防衛の要とされる第三二普通科連隊を中心にサリン除染部隊が編成され地下鉄駅構内や車両内で「除染」を実施。これは当時のニュースでも報じられ、その活動が評価・称賛された。

一方で事件当時、オウム教団の中に現役の自衛隊員や警察官などの信者がいたことから、オウム真理教と自衛隊の関係に疑惑の目が向けられた。しかし、陸上自衛隊もこのサリンを開発・製造していた(いる)と報じたメディアは当時なかった。当時のみならず現在もなお、自衛隊がサリン



「内部文書」を元に陸上自衛隊化学学校での活動について話す元自衛官のAさん。

自衛隊化学学校」であり、そこで製造される「特定物質」の量は「年間十キログラムとする」と定められている（同法施行令第六条）。下の〈年表〉にあるように、この年（九五五年）の九月に日本は化学兵器禁止条約を批准しており、その国際条約に対応するために作られたのが化学兵器禁止法だ。しかし、男性の証言によれば、その法律ができる二〇年以上も前から、化学学校でサリンが製造されていたことになる。

毒ガス製造を示す手書き文書

男性（仮に「Aさん」という）は一九七〇年代初めに大宮駐屯地に配属され、七〇年代半ばから八〇年にかけて化学学校の研究部装備研究科に所属。Aさんはそこでサリンなどの毒ガス製造に関わったという。「こ

れが当時の内部文書です」。Aさんは数枚の紙をバッグから取り出した。

ワードプロセッサ（ワープロ）さえ普及していなかった七〇年代。手書きで記された文書には、「サリン」や「VX」の文字が並ぶ。「秘」と大書きされた文書には「サリン」とあり、数枚にわたり段階別の製造法が記されている。

「VX」と書かれた文書は「昭和五十二年つまり一九七七年の文書です」とAさんは言う。文書には「五月二十三日（月）から「27日（金）」までの五日間で、「準備」から始まり、いくつか製造工程を経て、「除染」までの工程表が記されている。その年の曜日を調べると、確かに一九七七年五月二十三日は月曜日だった。「毒ガスの性状」と題する一覧表になった資料文書もある。左欄には、窒息ガス

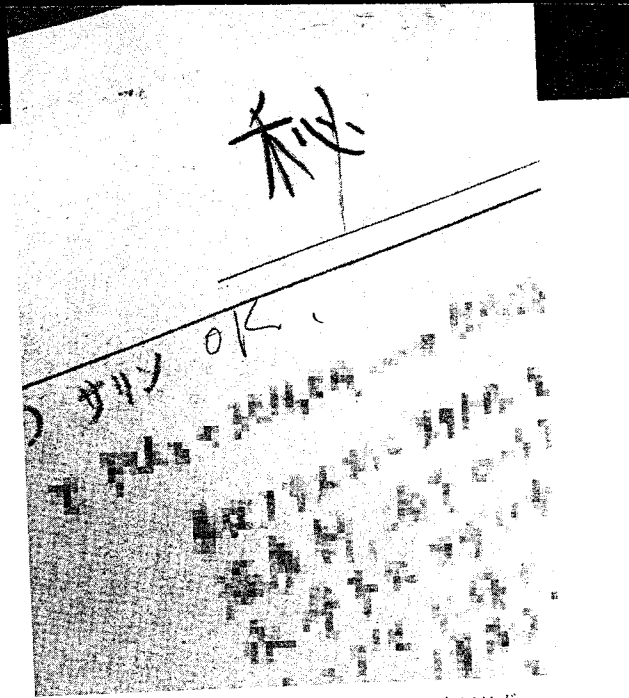
化学兵器をめぐる条約と日本国内の動き

- 1899年 ハーグ陸戦条約発効。戦争における毒物の使用を禁止。
- 1911年 日本がハーグ陸戦条約を批准。
- 1914年 日本陸軍が毒ガス調査研究を開始。
- 1923年 日本海軍が東京・築地に化学兵器研究室を開設。
- 1925年 ジュネーブ議定書で、戦争時における窒息性ガス、毒性ガス等の使用を禁止。開発、生産、貯蔵は禁止されず。日本政府は署名のみ。
- 1929年 日本陸軍が広島県大久野島で毒ガスの製造開始。
- 1937年 日本陸軍関東軍技術部化学兵器班（のちの化学部）が創設。通称「満州第516部隊」。満州（中国東北部）に駐留しマスタードガス、ルイサイトなど製造。日本海軍が神奈川県寒川町で毒ガスの生産を本格化。
- 1943年 第二次世界大戦終結。
- 1945年 沖縄の米軍・知花弾薬庫で毒ガス漏洩事故。
- 1969年 日本政府がジュネーブ議定書を締約。
- 1970年 化学兵器禁止条約、パリで署名式（1月）。同月、日本政府も署名。サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有など包括的に禁止。米国とロシアなど保有の化学兵器を原則10年以内に全廃と定める。
- 1993年 松本サリン事件発生。
- 1994年6月 地下鉄サリン事件発生。
- 1995年3月 化学兵器禁止法制定。
- 1995年4月 日本政府が化学兵器禁止条約を批准。北海道の屈斜路湖で旧日本軍の遺棄毒ガス弾発見。
- 1995年9月 化学兵器禁止条約発効。
- 1997年4月 日中両政府が「中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」締結。翌年から処理作業を開始。
- 1999年7月 神奈川県寒川町の旧相模海軍工廠跡地、平塚市の同化学実験部跡地から旧日本軍の毒ガス入り容器発見。
- 2002~03年 中国黒竜江省チチハル市で旧日本軍が遺棄した化学兵器からの毒ガス流出で1人死亡、43人負傷。
- 2003年 茨城県神栖町（当時）の井戸水から旧日本軍の化学兵器に使用された有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシルン酸）検出。
- 2007年 環境省が「旧日本軍毒ガス弾等全国調査」結果発表。
- 2012年12月 千葉県稲毛区で旧日本軍の毒ガス弾計175発見つかると発表（2010年まで）。化学兵器禁止条約締結国は188カ国。

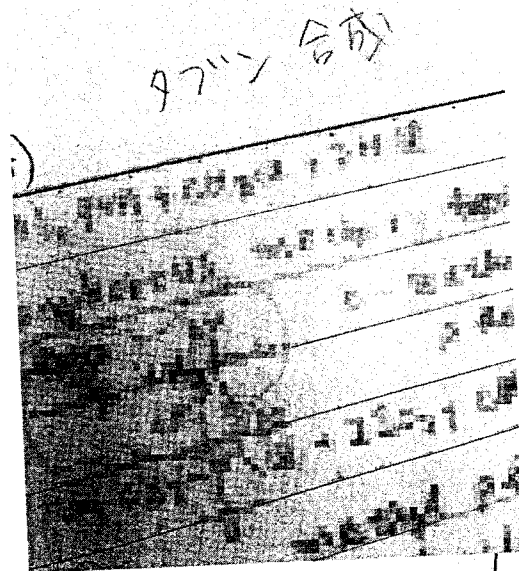
自衛隊とサリン

「秘」文書に「サリン」陸自専用用紙に「タブン」の合成法

複雑な方程式のような化学式が並ぶ。「ここを見てください」とAさんが指で示した欄外を見ると、左端に〈起案用紙2号〉、中央部に〈陸上自衛



「サリン」と書かれた毒ガス「秘」文書コピーとVXガスなど毒ガス製造の工程が記された文書のコピー。



「タブン合成法」が複雑な化学式とともに記されている文書には「起案用紙2号 陸上自衛隊」の文字が。

隊〉、そして右端に〈国防衛弘済会納〉と印字されている。Aさんは説明する。「これは当時、陸上自衛隊で使用されていた専用の用

紙です。ここに書かれているのは、タブンの合成法です。しかし、これもまた発行元や作成年月日などが特定されていないため、その内

手書きで記された「VX」毒ガスの性状の一覧表

毒ガスの性状

番号	性状	単位
14	同濃度	mg/m ³
15	半数致死濃度	mg-min/m ³
16	半数不能濃度	mg-min/m ³

毒ガス合成

表2. VX及びダイブリンの性状

VX

ダイブリン

製造A

分子式

構造式

「毒ガスの性状」と題された一覧表のコピー。さまざまな毒ガスの化学式や性質などが記されている。

容はともかく、どの程度の信憑性を担保できるのか、依然として疑問符がつく。さらに陸上自衛隊の専用用紙だとしても、これが化学学校発出の文書だと明記さ

れた記載もない。さらにAさんは数枚の文書を取り出した。いわゆる青焼きコピー文書をさらにコピーしたもので、紙全体が黒ずんでいるが、文字は

（ホスゲンなど）から始まり、神経ガス（タブン、サリンなど）、血液中毒ガス（青酸、塩化シアンなど）の順に計二五の毒ガスの化学式・記号が列記され、上の欄にそれらの分子量や凝固点、沸騰点、揮発度、分解温度、解毒の速度、安定度などが記されている。きわめて専門的な記述内容だ。「これは発行元も日付もありませんが、米軍の資料ではないかと思えます」と、

自衛隊専用用紙に複雑な化学式

Aさんは推測する。前記したように、日付の入った文書もあるが、作成部署・作成者名など発行元はなく、これらがAさんの言うように「陸上自衛隊化学学校」で作成、使用されたことを示す表記もない。いつ、どこで、誰が作成したのが不明である文書は通常「怪文書」とされる。

しかも、化学式や構造式が並べられ、専門的な記述による工程などが記されている。それを判読するだけの知識と経験のある人はごく少数だろうし、「どこかの研究所から出た文書」だと言われても判定のしようがない。その旨を話すと、Aさんは別の文書を提示した。横罫の入ったレポート用紙風の紙に、手書きで「タブン合成」と書かれ、なにやら

はつきり読み取れる。

73年に最新毒ガスBZ合成に成功？

Aさんは言う。

「これは、研究員が化学学校長に提出した命題研究の報告書の一部です」

命題研究？ Aさんが続ける。

「化学学校の研究には命題研究と自主研究の二つがあつて、予算の付く命題研究が九九%で、残りが自主研究です。この文書はBZ（ビーズイー）の合成法が書かれています、この中に合成した年度がはつきりと書かれています」

BZガスとは米陸軍が開発した無能力化ガスで、当時としては最新の毒ガスだという。

「これを吸い込むと一時的に身体機能が奪われ、瞳孔が拡大し、錯乱し、銃さえ持てなくなるといふことです。死ぬことはなく、数時間元に戻るさうです」（Aさん）

文書にはこうある。

〈S47年度において、No.2の物質を合成し動物実験によつて性状効力を検討した

自衛隊とサリン

私は自衛隊で毒ガスサリンの製造に関わっていた

結果、期待された効果が得られなかった。〉

〈S48年度以降、残されたNo.1の物資及びその同系列物質を合成し、各種の実験を行なつた結果、極めて良い成果が得られた。この結果、無能力化剤BZは次の化学構造であると推定した。〉

ここでは「No.2」および「No.1」の化学物質が何かを明示しないが、「S47年度」一九七二年度から「S48年度」一九七三年度にかけての実験によつてBZの合成に成功し、化学構造を明らかにしたことが報告されている。

また、そのBZを「紫外線吸収スペクトル」という分析機械で特定した記述や、「半数致死量試験」に「マウス」が使われたことも記されている。他の文書には「犬を用いた実験」を実施した記録もある。

どが毒ガスの生産、使用を続けた。

日本がこのジュネーブ議定書(条約)を締結したのは、敗戦後四半世紀を経ての1970年。Aさんが化学学校でサリンなど毒ガスの製造に関わっていたと証言した時期は、その数年後である。つまり条約上は開発、貯蔵は禁止されていなかった。

日本が95年9月に批准した現行の化学兵器禁止条約では、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有が包括的に禁止されているが、ここにも抜け道がある。

同条約によれば、「生産量が年間一トン以下なら生産施設に当たらない」(第二条8)し、「防護目的」の生産・保有なら「この条約によって禁止されていない目的」(第二条9)に入る。国際機関である化学兵器禁止機関(OPCW)に申告し(第三条)、OPCWの査察を受け入れればその生産、保有・廃棄などが可能だ。

防衛省によれば、同条約に基づき、1997年から2012年6月までに計8回、OPCWの査察を受け申告内容に問題がないことが確認されている、という。

毒ガスと法規制

16ページの〈年表〉にあるように、1899年に「毒物使用禁止」が宣言されたものの、その後も毒ガスの生産・開発は続けられ、第一次世界大戦(1914~18年)によって近代的な化学兵器として本格使用されていく。

化学の発展とともに残酷な大量殺戮が可能となり、時の権力者たちは毒ガスの開発・生産に何度も歯止めをかけようとしてきた。しかし結論から言えば、現在に至るも大量殺戮の手段である化学兵器は存在する。2013年4月末には内戦中のシリアでのサリン使用疑惑が報じられた。人間は理性や良心を授けられている(世界人権宣言第一条)のと同時に、同類を殺す本性も併せ持つようだ。

20世紀以降の流れを見ると、1925年に採択されたジュネーブ議定書で戦争時の使用は禁止されたが、開発・生産・貯蔵は禁止されず、米国、ソ連、日本な

Aさんは言う。

「当時最新と言われたBZの製造を一九七三年に成功したとすれば、サリンやタブン、VXなどはそれ以前に合成に成功していた可能性があります」

しかしこの文書もまた、作者名も発出先もなく、誰が誰(どこ)に出した文書なのか、明示されていないのである。

毒ガス製造の「編成組織」図

Aさんの提示した一連の文書の中に、「編成組織」との表題のついた組織図が

あつた。そこには、班や係の名称とともに研究員と思われる者や技官、医官らの姓と階級が記されている。

この中に、今も付き合いのある人か連絡がつく人はいるか、Aさんに訊いた。Aさん以外の当事者の裏付けをとるためである。

「なにせ四半世紀以上前のことですからね。誰もお付き合いはありませんし、彼らが今も健在かどうか、連絡先も、どこに住んでいるのかもまったくわかりません」とAさんは言う。「それに」と、Aさんはつけ加えた。

「研究員はみな退官後も待遇がよく、恵まれていますからね。かりに所在がわかり、会つてくれたとしても、本当のことは言わないでしょう」

それももつともだとは思つたが、そうなる、Aさんの証言を裏付けることができない。

私はこの組織図を手がかりに、当時の研究班メンバーの足どりを追った。すると、一人の重要人物に突き当たった。(つづく)

クレジットのない写真／筆者

かたおか のぶゆき・本誌編集部

元陸自化学学校 毒ガス製造を

校長が 認めました!

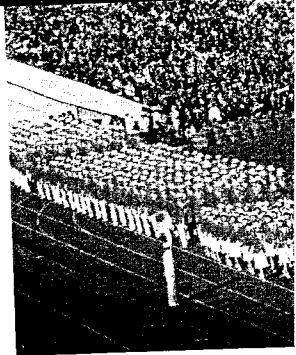
「陸上自衛隊化学学校でサリン製造に関わっていた」という元自衛官Aさんの「内部文書」を手がかりに、1970年代当時の化学学校の関係者を調べていくと、一人の重要人物に突き当たった。その人物とは、山里洋介・元陸上幕僚監部化学室長。陸上自衛隊化学学校校長も務めた山里さんは、自衛隊によるサリン製造が1960年代から続いていることを認めた。

サリン合成に成功したのは東京オリンピックの年だった

毒ガス製造をめぐり「内部文書」

元自衛官Aさんが示した毒ガス製造をめぐり「化学学校の内部文書」は、大きく分けて次の5種類になる(概要は前号で紹介)。
①サリン、VXなどの合成(製造)方法を段階別に記した文書。
②「毒ガスの性状」と題する一覧表になった文書。
③陸上自衛隊の専用紙「起案用紙2号」に書かれた「タブン合成法」。
④化学学校長に提出されたとされる研究員による命題研究「BZの合成」報告書。
⑤化学学校実験班の編成組織図。これらの文書にはいずれも発行元(作成者名)と作成年月日は明記されていないが、その内容から①と④については1970年代に作成したものと受け止められる記述があり、⑤については個人名(姓のみ)と当時の階級が明記されている。

化学学校長を歴任
サリン製造チームの主任を務めたとされる「1尉」について調べると、意外にも「週刊金曜日」編集部のある東京・神保町の近くに勤務していることが判明した。慎重に周辺の調べを進め、住所と連絡先をつかみ、本人であることを特定。私は窓口に電話をし、取材を申し込んだ。
その「1尉」とは、一九七四年から七七年当時、陸上自衛隊化学学校の研究部



片岡 伸行
1964年10月10日、東京五輪の開会式で入場行進する日本選手団。(提供/フォート・キシモト=PANA)
元自衛官Aさんの提示した毒ガス製造をめぐり一連の「内部文書」(左ページのコラム参照)の中に、Aさんの言う「毒ガス製造チーム」の「編成組織」図があり、そこには研究員らの姓と階級が記されていた。
サリン製造チーム
21ページ写真の(図)にあるように、「研究部長」のもとに「安全のための編成」として医官が配され、二班・一係が編成されている。「研究部長」以外はずべて姓が書かれているが、個人名のためアルファベットで記した。
Aさんが説明をする。



山里洋介元陸上幕僚監部化学室長は毒ガス製造をめぐり文書に目を通し、陸上自衛隊化学学校によるサリン製造の事実を認めた。

の文書の出所が明らかになる。
防衛省のある東京都新宿区市谷。JR市ヶ谷駅から新坂を上り、徒歩で数分のところにある興研(株)本社を訪ねた。六階建ての白い本社ビルの隣には同社東京営業所があり、防塵マスクな
に所属していた山里洋介(当時)である。
山里一尉はその後、九二年に陸上幕僚監部装備部武器・化学課の化学室長に就き、その三年後に起きた地下鉄サリン事件の対応を指揮。二〇〇〇年六月から二年間は陸上自衛隊化学学校の校長も歴任した。
二〇〇二年に退官したあとは、自衛隊に納品する防護マスクなどの大手メーカーである興研(株)(本社・東京都千代田区四番町)に再就職し、〇七年三月からは同社の代表取締役社長を務めている。

「V類似物班というのはVXガスの製造チームで、GB班というのはサリンの製造チームです。毒ガスの研究・製造の際には必ず自衛隊内部の医者が別室に待機していて、アクシデントがあればすぐに対応できるようになっていました。それが『安全のための編成』と書かれているものです。医官は自衛隊中央病院(東京都世田谷区池尻)から来ていました」
ここで言う「GB」について少し説明を加えよう。「毒ガス戦争」とも形容される第一次世界大戦(一九一四〜一八年)を経て、第二次世界大戦(一九三九〜四五年)にかけて各国では化学兵器としての毒ガスの研究・開発が進められた。

その製品がシヨウウインドーに並べられている。
興研(酒井宏之社長)は大証証券取引所が運営するJASDAQ(ジャスダック)上場企業で、従業員は約二二〇人、売上高八十数億円の優良企業だ。
本社ビル一階で待つと、山里副社長(六七歳)自らがエレベーターで迎えにきた。二階の応接室で向かい合い、あいさつもそこそこに「内部文書」を見せた。以下、私(筆者)とのやりとりの抜粋である(カギカッコ内が山里さんの発言)。
サリン製造は事実
化学学校におられた頃の文書ではないかと思いましたが、確認していただけますか? 「編成組織」と書かれた文書に山里さんの名前があるのですが。(指で

その中で神経ガスの開発に最も力を入れたのがナチス・ドイツである。ドイツで誕生したタブン(一九三六年)、サリン(三八年)、ソマン(四四年)はのちに「毒ガス第二世代」(22ページコラム参照)とされ、「German gas(ジャーマン・ガス)」「GガスあるいはG剤」と呼ばれた。第二次世界大戦後の米国では、開発された順番に「GA(タブン)」「GB(サリン)」「GD(ソマン)」というコードネームで呼ばれることになったとされる。
Aさんが「編成組織」図の中にある「GB班」のことを「サリンの製造チーム」と言ったのは、そのような背景による。ちなみに「サリン」という名称は、その開発に携わったドイツの化学者、シュラーダー(Schäfer)、アンブロス(Ambros)、リュン・デア・リンデ(Van der Linde)の名前をとって付けられた。
サリン製造チームの(主)つまり主任と表記されている人物を特定し、直接話を聞くことができれば、一連

内部文書の一部は認め、毒ガスの製造文書については「差し控える」

さして)ここです。

「化学学校には昭和四九年(一九七四年)から五二年(七七年)までの三年間いたかな。ずいぶん古い話だね」

山里さんはそう言うのと、文書に目を落とし、やがて答えた。

「これは当時の組織表に間違い。当時の実験班の編成表です」

では、これはどうですか？

私はサリンの製造方法を記した文書を提示した。

山里さんは椅子に深く座り直し、文書をまじまじと見る。足を組み直し、頭を手を当てて文書を読み入る。口を開いた。

「これが正しい文書かどうかについて話すのは……差し控える」

差し控えるというのは、認めないということですか？

「差し控える、ということ。これは先ほどの編成組織の文書と同じところから出たものです。」

山里さんはやや間を置いて文書から顔を上げ、私をまっすぐに見てこう言った。

「サリンを製造していたのは事実です。自分で作っていたから、ここに何が書いてあるかはすべてわかる。ただ、この文書について話すのは差し控えたい」

陸上自衛隊化学学校でのサリンの製造は認められたものの、山里さんは最後までこれらの文書が化学学校内で作成されたものかどうかを明かすことはなかった。しかし、山里さんの口から次の言葉が出た。

「これらの文書だがね、どこから(外部に)出たか想像はつく。あえて言いませんがね(笑)。ただし、この資料だけでは(サリンは)合成できない」

終始冷静で表情を崩さなかった山里さんだが、このときだけ、自嘲気味に笑った。その瞬間、事実が音もなく剥がれ落ちたように私は感じた。どこから出た文

書なのか「想像はつく」ということは、文書の出所がわかっていることを示している。しかも、きちんと合成するために他の資料も必要になるということとは、この文書自体の一定の信頼性を認めたのも同然ではないか。

私は別の文書を見せる。この文書には「タブン合成」と書かれています。作成日も作成者名も明記されていませんが、かなり複雑な化学式が並んでいいます。ここを見てください。欄外に「起案用紙2号 陸上自衛隊」と印刷されている。これは陸上自衛隊の専用の用紙ですね。

64年に合成に成功

「そうですね。専用用紙です。実は、タブンを作ったのはその頃では私しかいないのではないかと」

内部文書かどうかの判定は避けながらも、山里さんはサリンの文書と同様にこれがタブンの合成方法かどうかコメントは「差し控える」

「とは言わなかった。タブンの合成に成功したのは自分しかないのでは、と表明したのである。」

さらに別の文書を見せる。この文書には当時最新と言われた無能力化ガスBZの合成法が書かれていて、昭和四八年度(一九七三年)に化学構造が明らかにされたと書いてあります。

「まあ、そのころでしょうね」

山里さんはBZの合成に成功した時期をあつさり認められた。しかしここでも、この文書が化学学校で作成されたものかどうかについては認めない。

であれば(当時最新のBZの合成が七三年に成功していたのであれば、サリン(の合成に成功したの)はもっと前ですか。

「そうですね。サリンの合成に成功したのは昭和三九年(一九六四年)です」

私は無言で頭を後方にそらし、背中を椅子に押しつけた。「昭和三九年」と言えば東京オリンピックの年である。地下鉄サリン事件より三〇年以上も前、今から半世紀近く前……。時期

の早さだけではなく、山里さんが率直にその事実を明かしたことに驚いていた。

すでに六〇年代に、です。米軍の援助、教授を受けたということでしょうか？

「いや、米軍の援助も協力もない。独自に(サリンの)合成に成功したのです。サリンだけではありません。 VXについても、開発した英国や米軍は構造式を一切明らかにしなかったが、日本は独自にVXを作ったのです」

合成に成功したかどうかを最終的に判断するには、本物のサリンを用いての同定という作業が必要ですね。

「正確に言えばそうだが、当時は現物がなかったので(同定は)できなかった。マウス実験などで(成功したと)判断したと聞いている」

内外で毒ガス被害

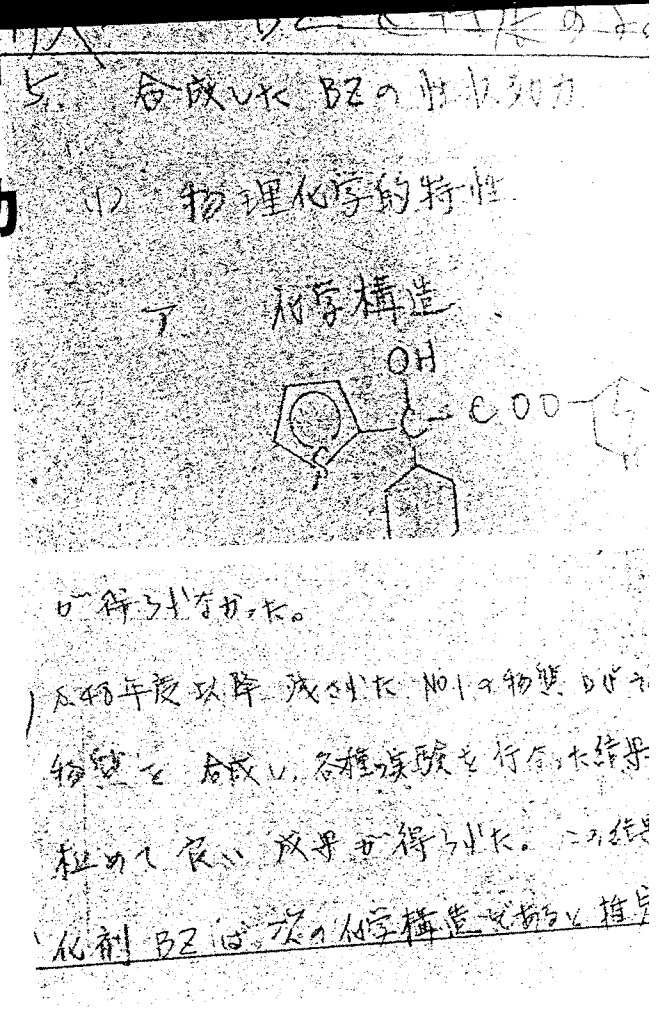
ここで、当時の毒ガスをめぐる内外の状況の一端を記しておこう。

一九六〇年代、米国はジョン・F・ケネディが大統領就任(六一年一月二〇日)

自衛隊とサリン

当時最新の毒ガス 1973年に合成成功

1970年代当時最新と言われたBZガス合成の成功を報告したとされる内部文書。



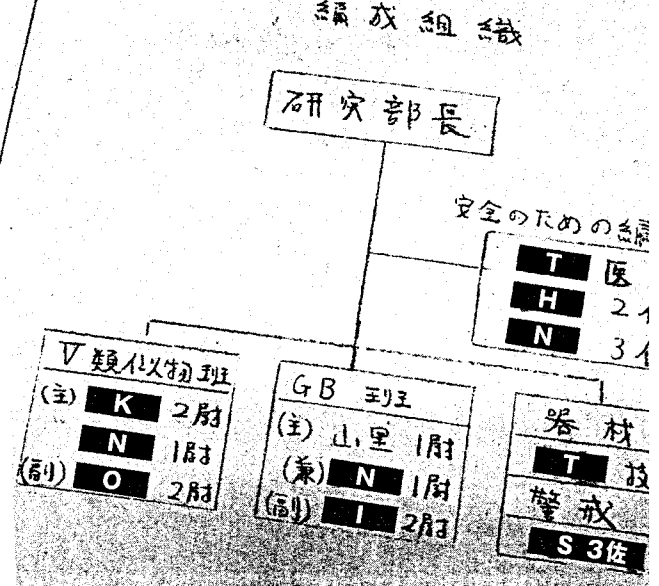
直後にベトナムへの軍事攻撃を決定。南ベトナム解放民族戦線の壊滅を図るため、「枯葉作戦」と称して猛毒ダイオキシンの混合物である枯葉剤を大量に散

布するとともに、毒ガスも使用し、国際社会の批判を浴びた。六六年の国連総会で化学兵器・生物兵器の使用を非難する決議が採択されたのも、こうした米軍の所業が背景にある。

また、米軍施政下にあった沖縄では六〇年代を通して嘉手納基地(飛行場)周辺の住民に原因不明の目の痛みや皮膚の炎症が起き、植物が枯れるなどの異常も起きていたことが、琉球政府調査団の報告書(七一年)で明らかにされた。当時はベトナム戦争の最中で、六〇年代半ばからは沖縄から

「極秘任務部隊」 毒ガス製造の「編成組織」図

毒ガス製造チームの「編成組織」図。個人名については黒く塗りつぶしてある。



のベトナム派兵が本格化。当時から化学兵器の存在が推定されていたところ、米軍は六九年に美里村の知花弾薬貯蔵庫(現・沖縄市の嘉手納弾薬庫)で毒ガス漏洩事故を起こしたのを機に、沖縄でのサリン、VX、マスタードガスなどの貯蔵を公式に認めた。米国外で毒ガスが貯蔵されていたのは沖縄だけだったとされる。沖縄では毒ガス撤去要求運動が激しくなり、その声の高まりを受けて、米軍は七一年九月までにそれら毒ガス計一万三〇〇〇トンを超太平洋の米国領ジョンスト

禁止法はなかった

大変な発言をされていますね。

「実はサリン事件のとき、私はTBSのニュース番組に出て、毒ガスを作っていることを初めて公にした。それまでは(毒ガス製造は内外に)極秘でしたからね」

「初めて公にした」とのことですが、ほとんどの人は自衛隊がサリンを作っていることなど今も知らない。「まあ、そうでしょうね。ただ、作っていること自体は問題ない。でない、防護もできませんから」

自衛隊とサリン

——国際条約はそうでしょうが、国内法ではどうか。どのような法的な裏付けがあつて毒ガスを製造、開発していたのですか？

「実は、国内には（毒ガス製造を禁止する）法律はなかった。九五年に化学兵器禁止法ができるまで、日本でそうした法律はなかったのです」

——となると、法律の裏付けのないまま、極秘に、周囲に民家などのある場所

（陸上自衛隊大宮駐屯地の化学学校）でサリンを作っていたことになりませんか。

「そういうことになるが、しかし、現に当時から毒ガスが世界各国に存在していたのは事実で、それがもし

日本国内で使われた場合はどうなるのか。なにも研究をしていなかったら、むしろ自衛隊は無責任だと国民

から言われるのではないかと私は思う」

——いや、その逆ではないか。国民に知らせずに国民の税金で大量殺人兵器となる毒ガスを製造していることこそ、国民に恐怖感と怒りを与える無軌道な行為に

映りませんか。

「そこは評価が分かれるところだと思うが、製造量は防護や検知のために必要な量ですから、わずか数グラム程度です。攻撃用として製造していたわけではあり

ませんから」

——かりに禁止法がなかったとしても、道義的・社会的に問題だとは思わなかったのですか？

「そうは思わない。実際、地下鉄サリン事件ではそれらの裏付けがあつたから一定の防護目的を果たせた」

——そうした声があるのは事実だが、それは（サリン合成成功から）三〇年余あとの話ですね。現在も自衛隊はサリンなどの毒ガスを製造していますか？

「当然、作っていると思います」

——

山里さんは自ら関わってきた毒ガス製造をめぐる内外の事情に触れ、こう訴えた。

「ぜひ理解していただきたいのは、自衛隊内部でも理

毒ガス第二世代

第一次世界大戦（1914年～18年）は「世界初の毒ガス戦争」とも言われる。

1915年4月22日、ドイツ軍がベルギーのイーブルで使用した塩素ガスが初とされるが、その前年8月にフランス軍がドイツ軍に対して使用した催涙ガスが最初とする説もある。1917年にはドイツが毒ガス弾を開発。それまでのボンベから放出して吸引させるような形ではなく、砲弾に充填されて発射され、皮膚に直接損傷を与える兵器となった。強力な糜爛性ガスであるこの毒ガスは、のちにマスタードガス（イーブルで使用されたため、別名・イペリット）と呼ばれるようになる。英国、フランスなどもこれに対抗して独自のマスタードガスを開発し、米国も同じく強力な糜爛性ガス「ルイサイト」の研究・開発を進めた。

こうして1918年に終結した第一次世界大戦の中では、市民も含めて100万人以上が毒ガスを浴び、その1割にあたる約10万人が死亡したとされる。

その後も毒ガスの研究・開発は進み、第二次世界大戦（1939年～45年）の前あるいは大戦中にナチス・ドイツが相次いで開発した毒ガスが「第二世代の毒ガス」と呼ばれるものだ。殺虫剤研究の中で1936年に発見された「タブン」、そのタブンの2倍の毒性をもつと言われる「サリン」（1938年）、極秘に開発され第二次大戦終了後まで知られることはなかった「ソマン」（1944年）などである。

解されなかった防護のため

の研究を、われわれが秘かに

に続けてきたことです。松本サリン事件のとき、米軍

から協力の申し出というか

打診が警察庁にあつたと聞いています。でも、警察は

これを丁重にお断りしたそうです。われわれが毒ガス

を作っていることを米軍は知らなかったのです。もちろん民間の人は知らない。しかし、われわれが細々と、内部でも理解されない研究を続けてきたからこそ、あのサリン事件に対応できたのです。今まで陽の当たらないところでやってきたわれわれの研究が、サリン事件によってやっと陽の当た

ことをぜひ理解していただきたい」

私は視点を変えた質問をした。

——これらの文書は公文書ですか？

「いや、公文書ではないです。公文書には日付、文書番号、発行元も明記される。今話したように、サリン

など毒ガスの製造と研究は自衛隊内部でも極秘だった。したがって（毒ガス製造に関する文書は）公文書として作成することなどできなかつたと思います」

このあと、やりとりは地下鉄サリン事件への対応に

及んだ。その内容は連載の後半に再び紹介しよう。

里さんはサリン製造の事実

は認めたものの、「内部文書」とされる毒ガス製造に関する文書については「話すことを差し控える」として最後まで認めようとしな

かった。

そこで私は、これらの文書の鑑定を専門家に依頼した。一連の文書にある記述

内容が確かなものであるなら、サリン製造の事実を認め

めた山里さんの発言に照らし、元自衛官Aさんの言う

「化学学校でサリンなどの製造をするために作成された内部文書」である蓋然性は高くなる。（つづく）

クレジットの無い写真／筆者

かたおか のぶゆき・本誌編集部

1950年代に米軍から毒ガス譲渡、60年代にはサリン製造

一九七〇年代に陸上自衛隊大宮駐屯地（さいたま市北区日進町）内の化学学校に所属し、サリンなど毒ガスの製造に関わっていたという元自衛官Aさんの証言を続けよう。

毒ガスで実習

「毒ガスは一年に四回、四半期ごとに製造してました。一回作って実験室の奥にある冷蔵庫に保管しておくのですが、実験で使用するたびに少しずつ減って、大体三カ月ほどでなくなる。そうすると、また次のものを作るのです。教育部が使用するマスタードガスを一

日に一リットル作ったこともありました」

連載第二回（五月二四日号）で山里さんは、毒ガスの製造量について「わずかなグラム」と述べていたが、Aさんの言う「一リットル（水なら一キログラム）」とは相当の乖離がある。

教育部というのは化学学校の内部組織の一つで、同学校にはそのほか企画室・総務部・研究部の一室三部がある。教育部はマスタードガスをどのように使用するのか。Aさんは次のような場面を描写してくれた。「教育部には全国の陸海空の隊員や幹部、陸曹らが教



1969年当時、「この種の兵器使用の可能性をなくすため、進んでその開発及び製造を禁止し、すでに貯蔵されているものをも破棄しなければならない」と国会答弁した佐藤栄作首相。（70年2月、国会での施政方針演説。提供/時事）

育研修に訪れます。そこで助教が参加者を前に実演するのです。まず、米軍製の防護軟膏を左腕の手の甲に塗り、マスタードガスの液体をほんの少量つけます。すると、手は見る見る赤く腫れ上がってきます。防護軟膏を塗らないと、ひどく糜爛する危険なガスであることを説明する実習ですね」

Aさんは実習をした当時の助教の名前を記憶している。准尉だった助教は「実習した夜は家で寝るころに手がグローブのように腫れてしまってたまらないよ」などとこぼしていたという。糜爛性の毒ガスであるマスタードガスは、からし臭がするためその名がついた。第一次世界大戦中の一九一七年、ドイツ軍がベルギー西部のイーブルで毒ガス弾として初めて使用したため、地名にちなみイペリットと呼ばれる。一二年後の一九二九年、日本陸軍が瀬戸内海の大久

野島で製造を開始した毒ガスは敗戦までに計六六一六トン作られたとされるが、その七割近く四四七二トンがこのイペリットと、さらに凶悪な糜爛性ガス・ルイサイトの混合剤とされる。

「七三一部隊」との噂

三十七年八月創設の関東軍化学部（前身は技術部化学兵器班）は満州を拠点に、「きい（黄）剤」と呼ばれたマスタードガス（イペリット）やルイサイトなど糜爛性の砲弾約六三万発、「あか（赤）剤」と呼ばれるたくしゃみ・嘔吐性の砲弾約一二五万発をはじめ、窒息性ガスの「あを（青）剤」、催涙ガス（CNガス）の「みどり（緑）剤」などを生産。日中戦争で使用されたが、敗戦後、黒竜江省から広東省に至る広い範囲に遺棄され、毒ガスによる死亡事故も発生した。化学兵器禁止条約批准（九五年）に伴い、日本政府は二〇〇〇年から中国各地に残る遺棄化学兵器の処理作業を実

施している。

ちなみに、関東軍化学部は通称「満州第五一六部隊」といい、後述する「満州第七三一部隊」とともに人体実験をしたとされている。Aさんは言う。

「当時、高さ十数センチのアンブルに入ったマスタードガスが一〇〇本から二〇〇本ほどありました。先ほど言った教習にも使ったので米軍製だと思ったのですが、七三一部隊の生き残りや陸自内にいるという噂もあり、戦中に七三一部隊が作ったものかとの憶測もありました」

「七三一部隊」とは大日本帝国陸軍の研究機関の一つで、正式名称は関東軍防疫給水部本部。秘匿のための通称名を「満州第七三一部隊」と言った。満州を拠点に細菌戦に使用する生物兵器の研究・開発をし、朝鮮人、中国人、モンゴル人などを「マルタ」と称して残酷な生体実験をしたことで知られる。戦後、米軍との

日本政府は再三にわたり毒ガス製造を否定

片岡 伸行

自衛隊とサリン 第3回 自衛隊は政府自民党をも欺いたのか

「誰かが話さなければ永遠に事実を葬り去られる」

山里洋介・元陸自化学学校長はサリン製造の事実を認めたものの、製造方法などを記した内部文書については「話すのは差し控える」と口を濁した。しかし、鑑定を依頼した専門家は「これはサリンの合成方法に間違いありません」と断定した。一方で、1970年当時の日本政府は毒ガス製造や所持を否定していたものの、すでに50年代に米軍から毒ガスが譲渡されていた可能性も浮上した。

山里洋介〈元陸上幕僚監部化学室長〉の証言

前回（5月24日号）で紹介した山里洋介・元陸上幕僚監部化学室長（元化学学校長）の証言内容をまとめると、次のようになる。

- ①化学学校実験班の「編成組織」図は当時のものに間違いはない。
- ②ただし「サリン」「VX」「タブン」「BZ」などの毒ガス製造に関わる「内部文書」について「話すのは差し控える」。
- ③上記「タブン」の合成法が記されている用紙は陸上自衛隊の専用用紙「起案用紙2号」であることは認める。
- ④「サリン」「VXガス」「タブン」「BZ」などを陸上自衛隊化学学校で製造していたのは事実。それは自衛隊内部でも極秘とされていた。

- ⑤サリンの合成に成功したのは1964年（昭和39年）。BZについては1973年度（昭和48年度）ころに化学構造式が明らかになった。
- ⑥地下鉄サリン事件（95年3月）直後のテレビのニュース番組で自衛隊も毒ガスを製造していたと発言。現在もサリンなど毒ガスは製造されていると思う。
- ⑦化学兵器禁止法が1995年4月に制定されるまで日本には毒ガス製造を禁止する法律はなかった。
- ⑧現に毒ガスが存在している以上、自衛隊がその防護のための研究を極秘に続けてきたことを理解していただきたい。

取引によって研究成果を引き渡すことを条件に、七三一部隊関係者は罪に問われなかった、とされる。そのうち何人かは戦後、陸上自衛隊衛生学校や防衛大学校などに「再就職」しているため、Aさんの言う「噂」が流布したのかもしれない。しかし、七三一部隊が研究・開発していたのは細菌戦で使用する生物兵器であり、化学兵器ではない。毒ガス入りの化学兵器を生産していたのは前述の五一六部隊で、その「生き残り」が自衛隊に復職していたとなれば、噂は現実味を持つ。それよりも私が注目したのは、Aさんが「米軍製のマスタードガスかもしれない」と推測したことだ。Aさんの説明を続けよう。「われわれは、液体保存のための容器を『アンブル』と呼んでいました。当時、

このアンブルに入ったマスタードガスがあったのです。幅一センチ、高さ十数センチのガラス製でしたが、先端部分のガラスを溶かして、円錐状に加工してありまし

た。先端の下部に切れ目があつて、そこをバキンと折って使用する。その先端の加工がすべてきれいに整えられていたのです。現在では当たり前になってきている技術かと思いますが、当時は違いました。英語表示があつたこともあり、これは米

軍製のテストサンプルではないかと思つたのです。テストサンプルとは、砲弾に詰めたものと同じ毒ガスの液体の状態を（使用に耐える状態を保っているか）調べるためにサンプルとして保管しておくものだ。

ここで、連載二回目（五月二四日号）で記述した沖縄での毒ガス漏洩事故について想起されたい。一九六九年に沖縄の知花

弾薬庫で毒ガス漏洩事故を起した米軍は沖縄でのサリン、VX、マスタードガスなどの貯蔵を公式に認め、七一年九月までに三種の毒ガス計一万三〇〇トンを北太平洋の米領領ジョンストン島に移送した、とされる。

私はまず、この米軍製マスタードガスが自衛隊に密かに譲渡されたのではないかと疑つた。というのも、事故当時の原水協（原水爆禁止日本協議会）などの調

査で、米軍貯蔵の毒ガスは「全部で一六種、五万トン近く」と発表されたからだ。その量は米軍発表の四倍近い。かつて催涙ガスのCN（クロロアセトフェノン）については、一九七〇年当時の防衛庁装備局長が米軍から譲渡されたことを認めるような発言をしているが、毒ガスの譲渡の可能性が取り沙汰されたことはない。

Aさんが「英語表記のアンブル」を見たのは七五年以降だというから、日米両

毒ガスは「持たず、作らず、持ち込ませず」

一九七〇年当時の日本政府の見解

第63回国会では、興味深いやりとりがある。衆議院予算委員会での榎崎弥之助議員と中曽根康弘防衛庁長官（いずれも当時）との質疑応答の中で、「サリン」が登場するのである。要旨を抜粋し、紹介しよう。

榎崎 現在、自衛隊はBC（生物・化学）兵器関係の催涙剤も含めて、どういう種類のものをお持ちか。

中曽根 自衛隊が持っているのは催涙性のガスで、これは治安の場合に使うという程度のものであります。

榎崎 これ以外に置いているものはありますか。

中曽根 それ以外にはありません。榎崎 昨年、沖縄の米軍の基地で問題になった、例のGBサリン、これを持っておるでしょう。

中曽根 政府の答弁書にも書いてありますが、Gガスは持ってありません。

（その後、実験用、研究用ではどうかなどと追及されると「浜田政府委員」が答弁に立ち……）

浜田政府委員 実は、水に溶けました農業あるいはそれに類するものの、それに対する浄水装置の試験でございまして、サリンを使ったものではございません。残念ながら、サリンそのものを作り出すことは現在の段階ではできないのでありまして……

などと答えている。「Gガス」とはジャーマンガス（ドイツのガス）のことで、「GB」とは米軍によるサリンのコードネームである（連載2回目参照）。

山里・元陸上幕僚監部化学学校長は、サリンの合成に成功したのが一九六四年とすれば、ここに紹介した国会での政府側答弁はすべて実態を隠蔽した虚偽発言ということになる。かりに政府が自衛隊によるサリン製造の事実を知らなかったとすれば、シビリアンコントロール（文民統制）を無視した自衛隊の暴走ということにならないか。

「それは訓練用のアンブルのことでしょう。確かに米軍製のものが残っていたか



左/ 知花弾薬庫での毒ガス漏洩事故後、米軍はサリン、VX、マスタードガスなどを撤去。上/ 毒ガス撤去作業を不安げに見守る人々たち。（提供/時事）

そもそも日本政府は毒ガスについてどのような見解を示してきたのか。

いわゆる毒ガスについて日本の国会で論議に上がったのは大きく分けて次のような事件・事故、条約批准などに絡んだ時期だ。

①沖縄の米軍・知花弾薬庫での毒ガス漏洩事故（一九六九年七月発生）および毒ガス使用禁止を定めたジュネーブ議定書の批准（七〇年五月）。

②旧日本軍の毒ガス弾等全国調査（七三年開始、二〇〇三年に結果発表）。

③地下鉄サリン事件（九五年三月）および化学兵器禁止条約の批准（同年九月）。

④中国での旧日本軍化学兵器遺棄問題（二〇〇〇年から処理作業開始）や日本各地での旧軍の毒ガス弾など発見。

このうち、①の時期に絞って、毒ガスをめぐる日本政府の発言内容を紹介します。連載二回目（五月二四日号）で山里洋介・元陸上幕僚監部化学学校長が「サリンの合成に成功した」と証言した一九六四年の五、六年後だ。

まず、沖縄での毒ガス事故直後の一九六九年七月二四日、第61回国会衆議院本会議での佐藤栄作総理大臣（当時）の答弁を抜粋する。

「政府の基本的な態度は、去る七月三日、ジュネーブの軍縮委員会における朝海代表の発言でおわかりのとおり、この種の兵器使用の可能性をなくすため、進んでその開発及び製造を禁止し、すでに貯蔵されているものをも破棄しなければならぬとするものであります」。

また、翌七〇年の第63回国会でも、衆議院外務大臣（当時）も、ジュネーブ議定書批准（同年五月承認）に向けての日本政府の姿勢について、次のように答弁した。

「日本政府の従来からの主張は、なるべく範囲を広くし、かつ、使用だけではなく、製造あるいは貯蔵においてもこれを禁止するのが理想であるという主張をいたしておるわけでございます」=衆議院予算委員会、七〇年二月二六日。

こうした一連の発言が毒ガスは「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則と同様の日本政府の見解となってきた。

に並んだ研究室の一室で、黒岩さんは穏やかな笑みを浮かべてそう話し始めた。

しかし、「秘」と大書きされた①の「サリンの合成法」文書に目を落とすと、一転して沈黙した。

文書は「ア」から始まり「オ」までの五段階で、いずれも最初に化学式が並べられ、その工程の合成手順が手書き文字で記されている。

素人が読んでも、さっぱりわからない。かりに元素記号や化学式を専門書と首っ引きで調べ上げたとしても、製造工程らしき記述の内容についてはなにを意味しているのかまったく不明である。そこに記述されているのは、文献上の言葉ではなく、明らかに「実験現場の言葉」だからだ。

黒岩さんがこれを解説する。「この文書の初めにあるPC₂というものが三塩化リン、PC₃・CH₃OHはメタノール。つまりこの文書の第一段階では先ほど言った三塩化リンとメタノールを出発原料にしています。この反応中には塩酸が出ます。したが

自衛隊とサリン

「これはサリンの合成方法に間違いありません」

——専門家が毒ガス文書の内容を鑑定

もしれないですね。警察予備隊ができたころに米軍から譲渡されたものではないかと思う」

朝鮮戦争勃発（一九五〇年六月）を背景に、同年八月に設置された武装組織が警察予備隊だ。二年後に保安隊に改組されて消滅したが、その保安隊が現在の陸上自衛隊である。

しかし、Aさんは「訓練用ではない」と否定する。「確かに試臭セットのような訓練用アンブルはありま

「サリン」と書かれた「秘」文書を読み込む黒岩幸雄・昭和大学名誉教授=同大学研究室で。

した。しかし、それは擬剤と呼ばれていて、色も黒でした。やはり英語表記で米軍製だと思いましたが、私が指摘したアンブルはそれとは別物なのです。なぜかと言えば、訓練用では手につけても腫れることはありません。先ほど言ったような防護軟膏を使った教習には使用できないのです」

かりに「訓練用」としても、米軍から毒ガス譲渡があったのはどうやら事実のようだ。ただ、時期については沖縄での毒ガス漏洩事故よりかなり前である。すでに五〇年代に米軍からの毒ガス譲渡が行なわれていたとすれば、六四年のサリン合成成功と合わせ、別掲の政府答弁はまったくの虚偽であり、国際社会をも欺く「二枚舌」ということになる。毒ガスをめぐる日米の闇は想像以上に深い。

「秘」文書の鑑定

「秘 サリン」の文書を見ながら、Aさんは言う。

「私は化学学校の装備研究科に五年間いましたから、年に四回、少なくとも計二〇回はサリンなどの毒ガス製造に関わりました。これら（の内部文書）は当時の資料なので、ぜひ専門家の方に見てもらって下さい。きちんと鑑定してもらえば、本物かどうかはつきりするでしょう。私がどんな説明をするより、そのほうがよっぽど説得力がありますよ」

連載第一回（五月一七日号）で概要を紹介した「化学学校の内部文書」は大きく分けて次の五種類になる。

- ①サリン、VXなどの合成（製造）方法を段階別に記した文書。
- ②「毒ガスの性状」と題する一覧表になった文書。
- ③陸上自衛隊の専用用紙「起案用紙2号」に書かれた「タブン合成法」。
- ④化学学校長に提出されたとされる研究員による命題研究「BZの合成」報告書。
- ⑤化学学校実験班の編成組織図。

黒岩さんには「サリンに関する文書を見ていただきたい」とだけ告げ、詳しい説明はせずにお会した。「サリンはね、プアマンズ・アトミックボンブ（貧者の原子爆弾）と呼ばれているんだよ。ないしは貧者の核兵器。つまり、安上がりで合成することが可能な大量殺人兵器だ。三塩化リンとメタノールを出発原料として、あとにフッ素が必要になる」

東京・旗の台にある昭和大学。専門書や文献が本棚

って第一段階の最後に〈多量の発熱 HClの発生あり、注意を要する〉と書かれていますね。HClとは塩酸のことです」

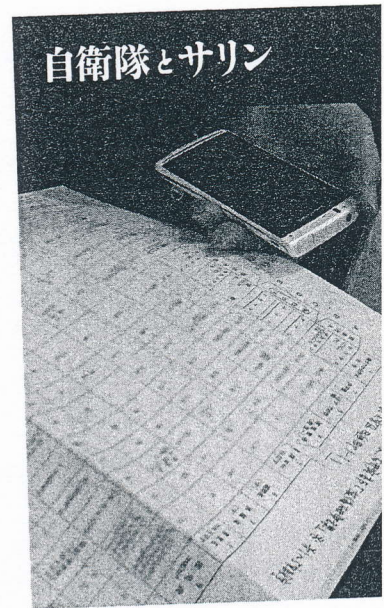
黒岩さんには「ア」から「オ」までの工程すべてを説明してもらったが、詳述は避ける。

「塩素をフッ素に入れ替える。その反応がないとサリンはできませんが、この文書ではそれが記されていないですね」

顔を上げた黒岩さんの口元から笑みは消えていた。

「最終工程でイソプロピール基とフッ素の供給源が混合され、サリンが合成されますが……これはサリンの合成法に間違いありません。〈オ〉の記述中、一部省略しているのではないかと思われる部分もありますが、それでも間違いではないでしょう」

黒岩さんにはさらに「V Xガス」の合成法文書なども見てもらったが、答えは「どこから出た文書か知らないが、毒ガスの合成方法を記したものに間違いはないでしょう。半世紀以上この仕事をしてきましたが、米



スマートフォンで化学式を確認しながら「毒ガスの性状」と題された資料文書を読む日本科学者会議のBさん。

国の文献に接した以外、このような文書を見たのは初めてです」

そして、黒岩さんは付け加えた。

「これはあまり詳しく書くとは、まずいですよ」

黒岩さんは現在、サリン事件の被害者を支援するNPO法人「リカバリー・サポート・センター」(東京都新宿区、理事長・木村晋介弁護士)の副理事長を務める。設立一一年を迎えた同センターでは年一回の検診活動を実施。事件から一八年経った今もなお数百人の被害者がサリンの後遺症を訴えているという。

米軍文書の翻訳か？

②の「毒ガスの性状」と題する資料文書については、日本科学者会議のメンバーであるBさんに見てもあった。民間企業の化学部

門に長い勤務経験があり、核戦略問題に関心があるというBさんには、東京都内でお会いした。「私は毒ガスの専門家ではありませんが」と前置きし、Bさんは

文書を手にした。そして、一読するなり、こう言った。「これは明らかに軍用の資料です。それも原資料は日本で作成したのではないですね。翻訳と思われます」

その理由としてBさんは次のように指摘した。「まず、温度の表記がC(摂氏)でなく、F(華氏)になっていきます。日本では通常、摂氏を使います。Cの表記でないと温度設定の際にいちいち換算しなければならず、このままでは使えないからです」

また「軍用の資料」である根拠として、Bさんは次のように説明する。「一つは〈安定度〉の欄

に、〈鋼鉄中で安定である〉とか〈純粋ならば安定であるが、圧力貯蔵が必要とされる〉〈重合する傾向があり、時々爆発の劇しさを伴う〉などといった記述があるでしょう。安定度というのは兵器として貯蔵が利くかどうかを判断するのに大切なことなのです。使用する前にダメになってしまうとか、不純物が入っていると分解してしまうとか、安定度を欠くと兵器としての使用に耐えないものになるからです」

「決定的なのは〈制式〉の欄です。〈爆弾用の充填剤〉とか〈地雷、スプレーターンク砲弾用の充填剤〉などの記述があり、また〈戦術上の用途〉という欄もあります。まさにこれは化学兵器として使用する毒ガス製造のためのマニュアルですね」

さらにBさんは言う。「これは通常では手に入らない資料です。私も四十数年、化学畑にいますが、このような資料は初めて見ました。翻訳したもののよう

ですから、もろもろ考えると、米軍が作成した可能性が非常に高い」

この「毒ガスの性状」文書について、連載第一回で元自衛官のAさんが同様の指摘をしていたことを想起されたい。実は、連載二回目で紹介した山里さんも、この文書を「米軍の資料だと思う」と認めていたのだ。

化学式や製造工程を記した文書について、これ以上の説明は不要だろう。話を聞いた二人は、これが陸上自衛隊化学学校の内部文書だと認めたわけではない。二人が見た文書にはそのような記述はないからだ。しかし、立場も経験も異なる二人の専門家が、①と②の文書の内容についてはいずれも「元自衛官Aさんの証言どおりに判定したのである。この結果をAさんに伝えると、Aさんは言った。「当然です。私自身が製造に関わっていたのですから。私の証言が私自身を含めいろいろな方面に影響を与えることはわかっています。しかし、誰かが話さなければ事実は永遠に葬り去られるのです」(つづく)

クレジットのない写真・筆者
かたおか のぶき・本誌編集部

「解毒の方法を知っていますか？」 事件発生数カ月前に化学学校に一本の電話が入った

陸上自衛隊化学学校が東京オリンピックの年（一九六四年）に極秘にサリンの合成に成功していたことは連載第二回（五月二十四日）で、元陸上化学学校長・山里洋介さんの証言として紹介した。

山里さんは「サリン製造は防護が目的」と言うが、であれば当然、合成成功から三一年後に起きた地下鉄サリン事件当時はその解毒方法や解毒剤なども知っていたことになる。

まずは、元自衛官Aさんの証言から始める。
一本の電話

地下鉄サリン事件（一九九五年三月二〇日）が発生する数カ月前、陸上自衛隊化学学校に外線から一本の電話が入ったという。

Aさんは言う。

「私はその場におらず、あとから上司に聞いた話です。それは『サリンの解毒法を知っていますか？』あるいは『解毒法を教えてください』



上/地下鉄サリン事件時、防護マスク着用の除染隊。下/対応に追われる医療機関。(YouTubeにアップされている当時の映像)

い」という内容の電話で、男性からだったそうです。化学学校でサリンが製造されていることは自衛隊内部でも知られていないことなので、一〇人ほどの研究員はその電話に騒然となったようです。その数カ月後に地下鉄サリン事件が起き、あの電話はオウム（真理教の信者）からだったと再び騒然となったのです」

Aさんが不思議に思うのは、なぜ外部から直通の電話がかかってきたのかという点だ。警察からの可能性もあるが、それならきちんと名を名乗る。まして、外線から直通電話などしてこない。

「装備研究科には第一から第五までの実験室がありますが、当時、人が常駐していたのは第一と第二だけ。電話がかかってきたのはその第一実験室で、外部から直接電話が入ることもおかしいのですが、そもそも直通の番号を知っていること自体、ありえない話なのです」

不可解な電話があったこと

とを、化学学校は警察に伝えたのかどうか。同校でサリンなどを製造していること自体を内外に秘していたので、はたして事前に外部機関に知らせることができたのかどうか。上層部の判断についてAさんはわからない。ただ「そのとき伝えていたなら、地下鉄サリン事件のとき、解毒剤のパムをしかるべく事前配備できたのではないでしょう」とAさんは話す。

「パム」とは、ブラリドキシムヨウ化メチル（PAM）のことで、有機リン系の農薬中毒やサリンなど神経ガスの解毒剤として用いられる。自衛隊では一九七〇年代、米軍が開発した液体アンブルを「どのくらいの量はかわからないが、一定量を保管していた」とAさんは言う。

「軍用ですから、素人でも簡単に腕に注射できるようなになっています。打つのが早ければ早いほど生存率が高くなる。症状も軽減され

たと思います。少なくとも

サリンにはパムが効くという情報を、自衛隊は事件前に警察に伝えていたと思いますが、私にはそのところはわかりません」

Aさんの証言が事実だとすれば、自衛隊化学学校がサリンを製造し、その解毒方法についての知見を持ち合わせていることを、氏名不詳の男はこの時点（広く見て一九九四年六月末から九五年初めまで）で察知していることになる。しかも、直通の電話番号も知っているという情報は、内部情報の提供者の存在が疑われるところだ。

しかし、地下鉄サリン事件数カ月前の「ヒント」とも言えるこの電話がオウム真理教信者からのものであったのかどうか、今となっては確かめようがない。オウム事件の裁判は十六年をかけて二〇一一年二月にいったん終結している。ここでは、Aさんの指摘した解毒剤「パム」について見ていく。



聖路加国際病院で保管されているパム。「95年当時と変わっていませんね」と医師は話す。

その日の朝

パムと言えば、地下鉄サリン事件のとき、「パム投与のぎりぎりの決断と運搬リレー」という心動かされる医療機関のエピソードがあった。その舞台となった聖路加国際病院（東京都中央区明石町）を訪ねた。

一九九五年三月二〇日午前八時ごろ、日比谷線、丸ノ内線、千代田線の各地下鉄路線の五本の列車内で一斉にサリンが撒かれた地下鉄サリン事件。サリンの入ったビニール袋（一個当たり五〇〇〜六〇〇グラム）は計一袋あり、先端をとがらせた傘で突き刺してサリンを流出、気化させた。一五の駅で被害者が発生し、一三人が死亡、約六三〇〇人が被害を受ける大惨事となった。最も被害者の多かったのが日比谷線中目黒行き列車で、三袋のサリンが撒かれ、死亡者八人、

被害者は二五〇〇人近くに及んだ。

その日の朝、中目黒行き列車が止まった日比谷線小伝馬町駅から車で約一〇分のところにある聖路加国際病院（日野原重明院長・当時）に、消防からの緊急連絡が入った。「爆発事故が起きたらしい」という一報であったが、しかし、運ばれてきた患者には火傷もなく、すでに心臓が停止していた人もいた。心臓マッサージをしてもなんの反応もない。様子がおかしい。やがて次々と運ばれてくる患者たち。病院ロビーにも廊下にも患者が横たわり、あちこちからうめき声が響く。まさにそれは戦場を思わせる光景だった。

事件当日、日野原院長から救命センターの指揮官に抜擢された当時三五歳の救命医・石松伸一さん（五三歳）は振り返る。

「体が動かない、目が見え

事件一報前に 待機していた 自衛隊

死者13人、約6300人の被害者を出した地下鉄サリン事件。その30年以上前から「防護目的」のためにサリンを製造してきたという陸上自衛隊だが、果たしてサリン事件をどこまで「防護」できたのだろうか。今回と次の2回にわたり、この「防護目的」の観点から地下鉄サリン事件を検証する。

片岡 伸行

検証 地下鉄サリン事件 ①

ない、呼吸が苦しいと訴える人などで病院内はごった返しました。われわれは息をつく間もないほどの対応に追われた。当日、聖路加国際病院に運ばれた人は確認できただけで六四〇人。そのうち住所、氏名がわかっているのは六二七人です。筋肉の麻痺で呼吸が止まりかけている症状を抑えようと硫酸アトロピンを点滴しましたが、改善しない。患者には共通の症状がありません。縮瞳（瞳孔が異常に縮むこと）です。有機リン酸系の農薬中毒に似ていると思いました」

れ自体が毒性をもつ薬剤で、原因が特定できない中で投与するのは危険すぎた。そのころ、松本サリン事件で被害者の治療をした信州大学付属病院の医師から聖路加国際病院に電話が入り、「サリンの症状に似ている」と知らせてきたという。しかし石松さんは「私はその電話もファクスも直接には受けていません。別の者が受けたのではないかと思います。このとき、松本サリン事件のことは私の頭にはありませんでした」と話す。

ちなみに、聖路加国際病院での関係者の奮闘は後年、NHKのドキュメンタリー番組「プロジェクトX 挑戦者たち」第一六四回で、「地下鉄サリン 救急医療チーム最後の決断」（二〇〇五年二月八日放映）として取り上げられたが、その放映内容と、ここで紹介する記述内容はやや異なる。以下の「自衛隊中央病院から来た医師」については、前記の番組においてはまったく触れられていない。

「自衛隊中央病院から来た」という医師が看護師一人を連れ立って突然現れたのです。初対面でした。その医師は「手伝いに来ました」と言うのですが、事件の真つただ中で、自分のところの病院でも大変な状況になっていると思いましたが、おかしな感じがしました。その医師は陸上自衛隊衛生学校で講義を受けたときに使ったという教科書のページをコピーして持ってきていました。そこには化学兵器の治療法について書いてあり、医師はそのコピーを見せて「サリンだとすればパムを使うといい」と言ったのです」

が、患者たちの症状に照らし「パムを使いましょう」と石松さんに迫る。苦しむ患者たちが集中治療室だけでなく病室のロビーや廊下を埋め尽くしている。しかし、パムを投与して患者が死んでしまつては……。石松さんは究極の決断を迫られる。

自衛隊中央病院から突然現れた医師

1995年3月20日(月)ドキュメント

地下鉄サリン事件時の対応

当時の報道資料などをもとに筆者作成

- 8時ごろ 日比谷線、丸ノ内線、千代田線の各地下鉄路線の5本の列車内でサリン散布
- 8時17分 警視庁に日比谷線八丁堀駅から第一報
- 8時35分ごろ 自衛隊中央病院などに出勤待機の連絡
- 8時40分 聖路加国際病院に最初の患者が運ばれる
- 8時42分 警視庁に総合警備本部設置
- 8時50分 警視庁から防衛庁に「毒ガスらしきものが撒かれた事件発生」との連絡
- 9時 警察庁に「都内地下鉄における毒ガス発生事案対策室」、警視庁築地警察署に捜査本部設置
- 9時20分 警察庁から自衛隊に「災害派遣要請」。その後、自衛隊中央病院および衛生学校から医官と看護官が警察病院など8病院に派遣
- 10時30分ごろ 警視庁科学捜査研究所で車両内に撒かれた液体をサリンと判定。同じころ、聖路加国際病院に自衛隊中央病院から医官が到着
- 12時50分 鈴木俊一東京都知事から自衛隊に「災害派遣要請」
- 12時57分 第一師団から第32普通科連隊に「災害派遣命令」
- 14時40分 第32普通科連隊「編成完結式」。除染隊が除染作業に出発
- 15時ごろ 除染隊が日比谷線築地駅に到着
- 16時ごろ 化学防護隊が築地駅に到着
- 16時20分 築地駅構内と車両の除染開始。終了後は後楽園駅、霞ヶ関駅などで除染を実施
- 20時ごろ 除染作業が終了
- 21日未明 除染任務が完了

自衛隊とサリン



当時、聖路加国際病院の救命センターで被害者の治療に携った石松伸一医師（現・聖路加国際病院副院長）と聖路加国際病院（東京都中央区）。

を届けてほしい」と連絡すると、静岡、横浜などの倉庫にあったパム約三三〇人分が届けられた。石松さんらはその数限りあるパムを次々と被害者に投与していった。初期の救急活動は一般的には四八時間が勝負と言われるが、サリンの場合は五、六時間以内に投与しないと効果が期待できないとされている。病院スタッフ約二二〇〇人による必死の救命作業は夜通し続けられた。

災害派遣要請と除染

石松さんが究極の決断を迫られていたころ、自衛隊は大混乱の中で出勤準備に追われていた。当時、市ヶ谷駐屯地（現在は防衛省）にあった第三二普通科連隊では事件発生後、「毒物探知とその除去」

の命を受け、急きよ「除染隊」が編成された。事件発生から除染任務完了までの経緯は当時第三二普通科連隊長だった福山隆さんの著書（『地下鉄サリン事件』戦記 出動自衛隊指揮官の戦闘記録）二〇〇九年、光人社刊）に詳しい。同書によれば、東京都から自衛隊に「災害派遣要請」が出たのは同日午後零時五〇分ごろ。それに基づき、親部隊の第一師団から第三二普通科連隊に「災害派遣命令」が発令されたのは同日午後零時五十七分。そして、市ヶ谷の営庭で除染隊の「編成完結式」（いわゆる出陣式）が行なわれたのは午後二時四〇分ごろであった。

営庭に整列した隊員たちに福山連隊長は訓示した。「いよいよ三二連隊が、国

解毒剤の情報も提供もなかった聖路加国際病院

民に役立つ時が来た。ご承知の通り、都内の地下鉄駅構内において、毒ガス「サリン」によると思われる事件が発生した。われわれの任務としては、その除染に向かう（同書より）

やがて車両前部バンパーに「災害派遣」のプレートが掲げられた暗緑色の大型トラックが駐屯地正門から続々と除染現場に向かった。地下鉄日比谷線築地駅に向かう除染隊の車列は警視庁の庁舎の見える内堀通りをパトカーの誘導で走行し、築地駅に到着したのは午後三時ごろ。それから約一時間遅れで化学防護隊が現場に到着し、同日夕から駅構内と車両の除染に取り掛かる。すべての部隊が市ヶ谷駐屯地に戻り、除染の任務が完了したのは日付の変わった翌二一日未明だったという。

同書にあるとおり、自衛隊は原則として都道府県知事からの「災害派遣要請」を受けなければ、防衛大臣（当時は防衛庁長官）の命により出動することができな

い（自衛隊法第八三条）。緊急の場合は「自主派遣」ができる（同八三条二項の但し書き）が、地下鉄サリン事件時の自衛隊の行動は「自主派遣」とはされていないようだ。

科捜研より早く 自衛隊中央病院と陸上自衛隊衛生学校はともに、東京都世田谷区の自衛隊三宿駐屯地内にある。最寄り駅は東急田園都市線池尻大橋駅で、自衛隊中央病院はそこから徒歩で約一五分かかる。さらに池尻大橋駅から聖路加国際病院のある日比谷線築地駅までは銀座線あるいは千代田線で乗り換え

て三〇分ほどだが、事件当日は地下鉄が混乱していたため（一時は走行停止）、この医師は車で移動したと思われる。しかし、当日午前は現場近辺の主要道路は

かなり混雑していた。「午前一〇時半ごろ」に中央区明石町の聖路加国際病院に着くには、おそらく午前九時半前後には自衛隊中央病院を出ていなければならぬだろう。

ここで疑問が生じる。当日、日比谷線の車両から採取された液体の一部は警視庁科学捜査研究所（東京・霞が関）に持ち込まれた。同研究所第二化学科長がこの物質を「サリン」と判定したのは事件発生から約二時間後だ。その後、捜査一課長による緊急会見を通じて午前一一時のニュースでその情報が広く伝わることになる。

「午前一〇時半ごろ」に聖路加国際病院に突然訪れたという医師と看護士は、科捜研の鑑定よりも一時間以上も早く地下鉄車両に撒かれたのがサリンだと推定していたことになる。素人が推定するだけならまだいい。しかし、現役の医師が「サリンだとすればパムを使う」といいなどと、投与量によつては命を危うくする危

険な薬剤であるパムの使用を促したのである。

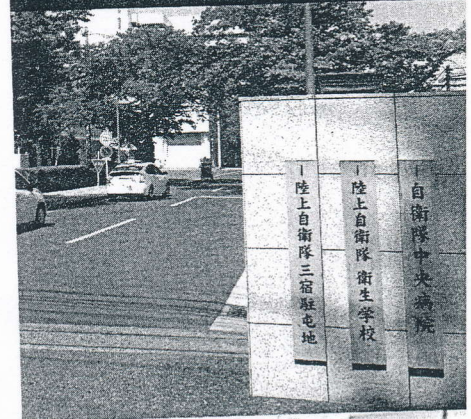
自衛隊中央病院の医師と看護師はいずれも自衛官だ。医官、看護官と呼ばれる。自らの意思で行動できる立場にはない。したがって、二人が聖路加国際病院に向かう前、撒かれたのがサリンであることを事前に知らされ、上部からの指示・命令によって動いたということになる。

一報前に出動待機

実は、自衛隊は、警視庁から防衛庁に「毒ガスらしきものが撒かれた」との一報が入る一五分前に、すでに自衛隊中央病院に出動待機の連絡を出していた。

このことは、二〇〇一年四月一七日付『国際保健通信』に当時の防衛大学校長だったMさんが「医療の危機管理(3)災害医療における機動性」と題してレポートしている。この中では「出動待機命令」となっているが、防衛省に確認すると、「命令という形では出ていない」(内局報道室)というので、ここでは「出動待機の連絡」とする。

自衛隊とサリン



上/東京都世田谷区池尻の防衛省・陸上自衛隊三宿駐屯地内にある自衛隊中央病院入口。中央奥にある白い建物が中央病院である。地下鉄サリン事件発生後、医療支援のためここから医官らが派遣されたという。
下/サリンが撒かれた車両の除染を実施する第101化学防護隊員。(提供/陸上自衛隊)

50ページの〈表〉にあるように、警視庁から防衛庁への事件一報が同日午前八時五〇分、自衛隊中央病院に出動待機の連絡があったのはそれより一五分前の同八時三五分ごろだった。日比谷線八丁堀駅から警視庁に第一報が入ったのが同八時一七分だから、中央病院の医師らに出動待機の連絡が行ったのはそのわずか一分前後。聖路加国際病院に最初の被害者が運ばれる五分前のことだ。

当然ながら、この時点ではまだ、撒かれたのがサリンであることは判明していない。もちろん犯人もわかっていない。にもかかわらず出動待機の連絡から三分後の午前九時二〇分、警視庁からの要請を受けるのと、原因物質がサリンだと

判定される前に資料コピーを用意し、医師らは中央病院を出発したのである。

以上の経緯を見れば、自衛隊は警視庁から事件の一報が入る前に原因物質がサリンであるとほぼ断定していたことになる。あるいは、この日のサリン散布自体を事前に知っていたのではなからぬという疑問が生じる。事件後に称賛された除染活動も、こうした解毒剤をめぐる経緯を見ると、これまですとは違った色合いを帯びてこないか。

解毒剤の提供もなし

前述の医師とは別に、自衛隊や警察から聖路加国際病院に対して原因物質(サリン)やその解毒剤(パム)についての正式な情報提供はなかったという。

石松さんは語る。

「もしサリンが原因だと早くわかっていれば、われわれの対応は違っていました。サリンだとわからなかったために、当初、救出に当たった救急隊員や病院スタッフに軽傷ではありませんが、多数の二次災害被害者を出すことになってしまいました。捜査上の秘密もあるでしょうが、医師の立場から言えば、多くの人の命がかかっていたので、真つ先に被害者のいる病院に原因物質やパムが効くという情報を提供してほしかった。また、かりに自衛隊がパムなどの解毒剤を持っているのなら、それを緊急に提供・放出してほしかった」

最も被害者数が多かった聖路加国際病院に解毒剤は「支給されていない」(石松さん)という。

石松さんは現在、聖路加国際病院の副院長を務める。あれから一八年経った今でも「三月近くなると事件のことを思い出す」。

石松さんは前号(五月三十一日号)で紹介した黒岩幸雄^お・昭和大学名誉教授とともに、サリン事件の被害者を支援するNPO法人「リカバリー・サポート・センター」の活動に携わり、理事として年一回の検診などを担当している。

なお、自衛隊中央病院による事件当日の医療支援の実態について聞くために、当時の病院長である奥森雅直・元陸将補を神奈川県内の自宅に訪ねたが、「体調がすぐれない」などの理由で話を伺うことはできなかった。

オウムと同じくサリンを製造していた自衛隊の「防護」には不可解な点がないだろうか。陸上幕僚監部化学室長として地下鉄サリン事件を指揮した山里洋介さんに再び話を聞いた。

(つづく)

クレジットのない写真/筆者
かたおか のぶゆき・本誌編集部。

『防護』というなら 国民を守ってほしかった

検証 地下鉄サリン事件.....② 片岡 伸行



「国民を守ってほしかった」と語るオウム真理教家族の会の永岡弘行会長。自身もVX攻撃を受けて生死をさまよった。

「自衛隊がサリンを製造していたのは事実です」と認めた山里洋介・元陸上自衛隊化学学校長は、地下鉄サリン事件当時、陸上幕僚監部化学室長として部隊運営を指揮した。「サリンなどの製造は防護が目的」というが、地下鉄サリン事件ではその目的が生かされたのか。前回に続き、サリン事件を検証する。



地下鉄サリン事件時の、防護マスク着用者の除染隊。(YouTubeにアップされている当時の映像)

サリンではないが、オウム真理教(教団とも言う)による毒ガス攻撃で生死をさまよった人がいる。オウム信者となった長男を取り戻すために「オウム真理教被害者の会」(当時)の会長となり活動していた永岡弘行さん(当時五六歳)だ。

カ月前、一九九五年一月四日午前〇時ごろ、東京都内の自宅近くの郵便ポストに年賀状を投函しようとしたところ、元自衛官のオウム信者らに(のちに判明する) VXガス溶液を後頭部にかけられた。永岡さんの記憶はそこで途切れ、運ばれた病院の集中治療室で二度心臓停止したが、奇跡的に危機を脱して蘇生する。VXはサリンよりも毒性が強いとされ、皮膚からも容易に入る猛毒である。

永岡さんは現在、七五歳。「オウム真理教家族の会」の会長を務める。東京都内でお会いすると、永岡さんは酸素ボンベ入りの移動式バッグを手引いて現れた。「医者は肺炎だと言うのですがね」

繰り返された毒ガス殺人と未遂 オウム事件

毒ガス「サリン」を使用した世界で初めての無差別テロ事件であるオウム真理教による松本サリン事件(1994年6月27日発生)と地下鉄サリン事件(95年3月20日発生)。しかし、オウム教団はこのサリンを、それまでも何度か使用していた。

創価学会の池田大作名誉会長の自宅付近でサリンを噴霧しようとして失敗に終わったのが1993年11月。その翌月にも噴霧器を取り付けた2トントラックで二度目の暗殺を図るが、サリンが噴霧器から逆流したため再び失敗に終わる。

このとき、翌年6月に発生した松本サリン事件の実行犯である新実智光(2010年2月に死刑確定)がサリンを浴び、医師である林郁夫(地下鉄サリン事件の実行犯で、無期懲役判決を受けて服役中)が神経剤の治療薬「パム」(PAM)を施して一命をとりとめたときとされる。

94年5月9日にはオウム真理教被害者対策弁護団の一員だった滝本太郎弁護士が甲府地裁駐車場でサリンによる襲撃を受けた。オウム教団が使用したのはサリンではない。オウム幹部による坂本堤弁護士一家殺害事件(1989年11月4日殺害、95年9月の遺体発見までは失踪事件とされていた)を追っていたジャーナリストの江川紹子さんは94年9月20日未明、自宅郵便受けに差し込まれたホースから窒息性の毒ガス「ホスゲン」を噴霧され、少量を吸い込んで全治2週間の被害を受けた。殺人未遂事件だが、被害が重大ではないとされ、立件は見送られた。

オウム教団はまた、サリン以上に猛毒と言われる神経ガス「VX」も製造し、それを使用していた。浜口忠仁さん殺人事件(1994年12月12日)、オウム真理教被害者の会(現・家族の会)の会長をしていた永岡弘行さん殺人未遂事件(1995年1月4日)などでは、VXの使用のちに判明している。同教団はまた、地下鉄サリン事件を起こした翌月にも、東京・新宿駅の地下トイレに3回にわたり青酸ガス発生装置を仕掛けたテロ未遂事件(95年4月30日、5月3日、5月5日)を起こしている。

永岡さんはやや苦しそうに息を吐く。そして、吸う。私は、一八年前のVXの影響ではないかと思った。駅近くの喫茶店で一連の「自衛隊のサリン製造」について説明すると、永岡さんは言葉を途切れさせながらこう語った。「自衛隊がサリンを製造していたなんて初めて聞きました。まったくの驚きです」

「かつてオウム幹部が私たちに『あなたたちの手の届かない人と私たちは話している』と言ったことがあります。当時からわれわれが想像できないような大きな背景がオウム事件にはあるのではないかと感じていましたが、この話にもそれを感じます」

「防護目的というのなら、まずは国民を守ってほしかった。私を含めて多くの人が毒ガスの被害を受け、犠牲になりました」

「(オウムが)サリンを作っていたことを事前に知っていたのなら、しかも、自分たち(自衛隊)もサリンを作っていたのなら、なぜサリンを撒かせないように防護できなかったのでしょうか。そのことが本当に悔やまれます」

は化学室長でした。ね。「そうです。事件に関する警察庁への捜査協力と自衛隊化学部隊等の部隊運営はすべて私の指示でした」

ただ、最初はダメだと言われた。しかし、このこと(自衛隊もサリンを作っていたこと)を話さないと、オウムと自衛隊の疑惑をいつまでも断ち切れなれない思っていたのです。事実、自分はずっといたし、作っていないと防護のための研究もできない」

毒ガス製造は明かしてない

「自衛隊とオウムとの関係を否定するためです。その年(九五年)に日本が批准した化学兵器禁止条約とのからみもあってね」

ここでおことわりをしておく。連載第一回(五月一七日号)で、九五年当時、「陸上自衛隊もこのサリンを開発・製造していた(いる)と報じたメディアは当時なかった」と書いたことに対し、「一部の新聞が報じていた」との指摘があった。確かに山里発言をなぞるような扱いの記事があったが、そのことの意味に触れたり、問題提起するものではなかった。当時の国会質疑(一九九五年三月三〇日、第一三二回国会衆院商工委員会)で次のやりとりがある。

「自衛隊とオウムとの関係は化学室長でした。ね。」「そうです。事件に関する警察庁への捜査協力と自衛隊化学部隊等の部隊運営はすべて私の指示でした」

「自衛隊とオウムとの関係を否定するためです。その年(九五年)に日本が批准した化学兵器禁止条約とのからみもあってね」

「自衛隊とオウムとの関係は化学室長でした。ね。」「そうです。事件に関する警察庁への捜査協力と自衛隊化学部隊等の部隊運営はすべて私の指示でした」

「自衛隊とオウムとの関係は化学室長でした。ね。」「そうです。事件に関する警察庁への捜査協力と自衛隊化学部隊等の部隊運営はすべて私の指示でした」

事前に漏れた強制捜査の日にサリンは撒かれた

である。以下抜粋。

〈斉藤 防衛庁または自衛隊の中にサリンという特定物質に対してその無害化もしくは処理の技術をお持ちで、それを適用したというふうを考えてよろしいのでしょうか。〉

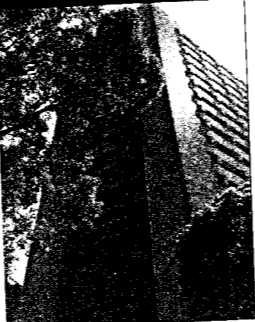
山中 防衛庁におきましては、もとより化学兵器そのものの研究等は行っておりませんが、その防護のための研究あるいは教育訓練を行ってきております。具体的には、防護衣、ガスマスクの改善、あるいは実際の除染の方法等についての訓練を実施してきております。そういった訓練の成果が今回生かされているというふうを考えております。

斉藤 サリンについて特に特殊な技術があるわけではないという理解でよろしいでしょうか。

山中 化学兵器として使われるおそれのある毒物等についての研究全般を行ってきているということだと思います。

自衛隊とサリン

地下鉄サリン事件時、原因物質をサリンと判定した警視庁。(東京・霞が関)



警察も自衛隊のサリン製造を知らなかった

は「防護衣、ガスマスクの改善、あるいは実際の除染の方法等についての訓練」であって、毒ガス製造は明かしていない。これが今に至るまで「事実」とされてきたのである。

山里さんとのやりとりを続ける。

――サリン事件に関わった経緯を。

――松本サリン事件が起きたのは一九九四年六月で、翌七月末から私は捜査に協力してきた。一月に上九一色村で異臭事件があり、異臭のする土壌を採取して検査を指示したのは私です。そこでサリンの副反応生成物を見つけたのです。副反応生成物はサリンを作るときの反応が進みすぎると出る。沸騰するからそうなる。私も若いとき同じ失敗をしたからわかった」

――それでオウムだと断定した。

――オウムがサリン事件の犯人だと断定したのは一月、製造場所が上九一色村にあった第七サティアンで

あると断定したのも一月だった」

――「読売」のスクープが九五年一月一日付に出ましたね。

――そう。異臭土壌からの有機リンの検出だ」

――一月に松本サリン事件の犯人はオウムだと断定していたのに、なぜ翌年三月の地下鉄サリン事件を防げなかったのか。

――それは、サリン事件の起る前、九四年三月の宮崎県資産家拉致事件などいくつかの事件がありました。当時マスコミが国家権力による宗教弾圧だと徹底的に叩いた。そのため関係警察が慎重になったのかもしれない。また、各県警自体の能力の壁もあって道府県警察が手を出せなかった。結果的に能力のある警視庁待ちになったのです」

――そして三月二〇日にサリンが撒かれた。

――実は、当初は三月二〇日を強制捜査の日と決めていたのです。その日にサリンが撒かれたのは偶然ではないのか

――強制捜査は三月二二日でした。

――当初は三月二〇日に決まっていたが、急遽二日延びたのです。というのも、その直前に警察から防護マスクと防護衣の貸与を頼まれたため、(陸上自衛隊)朝霞駐屯地で訓練をし、前日の一九日までで機動隊に防護マスクと防護衣を貸与した。そして翌日の二〇日にサリンが撒かれた。結果的に機動隊はその日に東京について事件への対応ができたのだけだね」

――地下鉄サリン事件を事前に察知していたのではないかとという疑問の声もあります。

――当初に強制捜査をやると決めていた三月二〇日に向けて事前に準備をしていましたから、そういう話が出たのでしょうか」

――「その日にサリンが撒かれたのは偶然ではない」と言われたのは、オウム側に当初の強制捜査の日が漏れていたということですね。

――内部情報がオウム側に漏れていたのかもしれない。



地下鉄サリン事件の対応を振り返る山里洋介さん。当時、陸上幕僚監部化学室長として自衛隊を指揮した。

聖路加病院への情報提供せず

――オウムの合成したサリンは純度が三〇%ほどだったとか。もし精度がもっと高ければ、被害はさらに甚大になりましたね。

自衛隊は解毒剤を保有していなかった

――自衛隊には米軍製のパムを一定量保管していたという証言があります。

――いや、自衛隊の部隊では当時、解毒剤を保有していなかった」

――軍用のアンブルがあったのでは？ 素人でもすぐに注射のように打てるタイプが保管されていたということではないのか？ それを放出していれば早期治療に役立つと思うのですが。

――いや、自衛隊の部隊は常備していなかった。衛生補

協力のための図上研究をしました。強制捜査時、風下の周辺住民に多大な被害が出る恐れがあったため、それを防ぐために部隊の配置や運用などを図上で研究したので。中央病院の件は私は承知していないが、そこに衛生関係者もいましたから、医師の派遣等が素早くできたのかもしれない」

――毒ガス製造は防護目的だということですが、事件当日、被害者が運ばれた病院に解毒剤の情報提供や、

解毒剤そのものの提供・放出をしたのですか？

――一定の情報提供や協力はしました。当日は初発として自衛隊の中央病院(東京・世田谷)から医師六人と看護師六人が警察病院(東京・中野)に支援に行った。サリンの解毒剤には硫酸アトロピンとパムの二種があるが、警察病院にはアトロピン二〇本を持って行ったと聞いている」

――もっとも多くの被害者が運ばれた聖路加国際病院

には正式な情報提供をしていませんね。自衛隊からも警察からも。

――(聖路加国際病院には)正式な情報は伝わらなかったと聞いている。病院には警察から消防を通じて原因物質がサリンであるという情報が伝わっていると思っていた」

――聖路加国際病院には解毒剤の提供もなかったということですね。

――……そのことについて私は承知していない」

「そうです。兵器にするなら純度を一〇〇%にしなければいい。しかしわれわれは研究目的だから一〇〇%のものを作る。純度が高いので無色透明だ」

自衛隊とオウム

また、オウム教団の「実質ナンバー2」とされた早川紀代秀死刑囚(2009年7月に死刑判決確定)がたびたびロシアを訪問していたこと、サリン製造のための第7サティアンを山梨県上九一色村に建設(93年)し、ロシアから大型ヘリコプター「ミル17」を購入(94年)したのも早川だとされる。

これらをもって「オウムのサリン製造法はロシア式」という説もあるが、連載第3回に登場した、サリン製造文書の鑑定をした黒岩幸雄・昭和专业名誉教授はこう述べる。

「私の知る限り(サリンの)作り方は4通りほどあるのですが、最終工程はいずれも同じです。原料も同じ。米国もロシアも、いずれも毒性のないA液とB液を持ち運ぶようにし、AかBのどちらかに反応促進剤(アルカリ性物質)を入れておいて、そのAとBを混合させてサリンを発生させる仕組みです。オウムが地下鉄で撒いたサリンもそのような仕組みですね。その場合、混ぜたものがかりに純粋なサリンにならなくても、たとえば30%の精度しかなくても、サリンは猛毒なので十分に殺傷能力を持つわけです」

では、「早川メモ」によるオウムのサリン製造法と、陸上自衛隊化学学校でのサリン製造法は同じなのか、それとも異なるのか。かつて「早川メモ」によるオウムのサリン製造方法を調査したこともある黒岩さんは言う。「先ほど言ったように何通りかのやり方があるが、いずれも基本的には似ています。(この二つにも)大きな相違はありません」

「いや、自衛隊の部隊は常備していなかった。衛生補

「当日、担当刑事から一報をもらったとき、被害者の症状を聞いた段階で(撒かれたのが)サリンだとわかった。それで、いつでも出動できるように準備を依頼しました。自衛隊は即応態勢を常に維持している必要があるのです。警察庁からの要請を受け、われわれは

オウム真理教信者の中に現役の自衛官や警察官がいたことは知られている。

1994年11月6日には、自衛隊東北方面航空隊第二対戦車ヘリコプター隊(青森県・八戸駐屯地)所属の二尉が教団幹部(諜報省次官)の井上嘉浩死刑囚に『化学武器防護ハンドブック』『特殊武器の現況とすう勢』『航空部隊の編成表』など6種類の内部文書を渡していたことがわかつていく。

自衛隊唯一の空挺部隊である陸上自衛隊第一空挺団(千葉県船橋市・習志野駐屯地)三曹に至っては、空挺団長自宅に盗聴器を仕掛け、オウム真理教強制捜査(95年3月22日)前後の自衛隊の待機姿勢の情報を教団に漏らしていたとされる。

オウム教団は独自にサリン製造に手を染めたのか、自衛隊内部からの情報提供は本当になかったのかが疑われるところだが、元自衛官のAさんはこう言う。

「自衛隊からサリン製造方法が漏洩していた可能性は少ないと思いますが、むしろ自衛隊はオウムを利用したのではないかと。地下鉄サリン事件を契機にサリン防止法(サリン等による人身被害の防止に関する法律=95年4月施行)が制定されましたが、当時のテレビに元上司が出演し、『防護のために自衛隊は少量ではあるがサリンを製造している』というような発言をしました。今はか以前から作っていたのに、今が発表のチャンスだと思ったのでしょうか」

Aさんの言う「元上司」というのが、連載第2回に登場した「自衛隊によるサリンなどの極秘製造」を認める証言をした山里洋介・元陸上自衛隊化学学校長(テレビ出演当時は陸上幕僚監部化学室長)だ。



自衛隊とサリン

闇に押し込めておく チエツクもできない

警察に的確な
情報提供あれば

給処(当時)から提供されたのも自動注射器タイプではなく、通常の解毒剤だと思っ

なぜ未然に 防げなかったのか

いる。陸上自衛隊化学学校によるサリンなどの毒ガス製造が「防護目的」に生かされたのかどうか、その判断は読者諸氏に委ねよう。

因を究明し、地下鉄サリン事件を未然に防止し得なかったのは何故か——という疑問が、いまだ究明されていないのである。

そのあと福山さんは「原因と責任が曖昧なまま」だと指摘しているが、その

「責任」の一端を担うべきが、「防護目的」として数十年にわたりサリンなどを極秘製造していた陸上自衛隊化学学校ではないのか。

オウム事件全体を見た場合、たとえば坂本堤弁護士一家殺害事件(一九八九年一月四日殺害、囲み記事参照)で神奈川県警の捜査が進展していれば、サリン散布にまで至らなかった可能性もある。警察の動きについては山里さんの指摘のような背景があったのかもしれない。ただ、自衛隊がサリン製造を内外に秘していたことで、警察との連携は十分に機能したのか。事件の未然防止と初動体制にも少なからぬ影響を与えたのではないかとこの疑問は残る。

オウム事件を追い、オウム教団から毒ガス・ホスゲンによって襲撃されたことがあるジャーナリストの江川紹子さんは、自衛隊が極秘にサリンを製造していたことについてこう述べる。

「化学学校の実態がわからないまま今日まで毒ガスの製造が秘匿され続けてきたということですね。専守防衛と言いますが、自衛隊の役割と限界について私たちはきちんと議論をしてこなかった。自衛隊について批判する側はイデオロギーが先に立った原則論を振りかざし、当局側はそうした批判や紛糾を避けるために事実を隠す。そうやって、みんな「なかったこと」にしてきたのではないでしょ

「自衛隊が以前からサリンなどの製造・研究をしていることがわかっていても、オウムの事件を防ぐことはできなかったでしょう。ただ、松本サリン事件の直後に、サリンの製造に必要な設備などについて、自衛隊から警察に的確な情報提供があれば、河野(義行)さんを犯人視するような捜査が続くことはなかったかもしれない。地下鉄サリン事件の時も、化学部隊の除染は評価すべき活動と思いますが、それだけでなく、自衛隊の能力をもっと被害者対応に生かされたのではないのでしょうか。それができなかったのは、残念です」

江川さんは最後に述べた。「暗い所で問題は起きます。日陰や暗闇に押し込めておくとチエツクもできない。私たちが議論に参加できるようにしたい」

今回はその「暗闇」の中で起きた問題事案について、Aさんが最後の証言をする。(つづく)

「公式には知らせていません。ただ、松本サリン事件で使われたサリンを化学学校で同定しようとした。結果的にはできませんでしたが、同定するという事は本物を持っているということですから、事実上(化学学校でのサリン製造を)特定の警察関係者に明らかにしたということですね」

警察も知らなかったという事です。サリン事件の捜査に関わったごく一部の人だけに内々に知らせてありました

証言は以上だが、二回にわたる「検証」が不十分なものであることは自覚して

「サリン事件の捜査に関わったごく一部の人だけに内々に知らせてありました」

証言は以上だが、二回にわたる「検証」が不十分なものであることは自覚して

証言は以上だが、二回にわたる「検証」が不十分なものであることは自覚して

撮影／筆者
かたおか のぶゆき・本誌編集部

「大宮駐屯地グラウンドに毒物入り一斗缶10缶を埋めた」

元自衛官Aさんが場所を特定し証言 片岡 伸行

外柵に「立入禁止」の看板が掲げられている陸上自衛隊大宮駐屯地。



人間が一人でも入れれば、隊員たちに疑問を持たれないだろうと思っただけでしょう。Aさんは不審に思った。しかし、上司にそう言われれば、それは要望ではなく命令である。Aさんは意を決し、開発中の戦闘用防護衣を着て、白い手袋の上から二重にゴム製の手袋をつけて、隊員たちと一緒にガス天幕の中に入った。

催涙ガスとは違う！

「新型の防護マスクを装着してテントの中に入ったら、まったく匂いがしないのです。その瞬間、おかしいと思いました」

その実験で何のガスを使用するのか、事前に説明はなかった。少なくともAさんが聞いた記憶はない。

「グラウンドに毒物入り一斗缶10缶を埋めた」

「防護目的のため」として極秘にサリンなどの毒ガスを製造していた陸上自衛隊大宮駐屯地にある化学学校。元自衛官のAさんはその駐屯地内のグラウンドの一角に、「毒物を大量に入れた一斗缶10缶を埋めた」と証言する。周囲には多くの民家や学校も。毒物遺棄が事実なら、「防護」どころか、この組織自体が「危機」を招いていることになる。

広大な敷地面積をもつ陸上自衛隊大宮駐屯地（埼玉県さいたま市北区日進町）。その西側に広がるグラウンドの一角に、第一〇一化学防護隊（現・中央特殊武器防護隊）に所属する若い隊員たち一〇人ほどが集められた。一九七〇年代半ばの七月のことだとAさんは記憶している。

「われわれはモルモットかよ！」 新型防護マスクの人体実験

防護マスクの実験

化学学校の研究員は、参集した隊員たちに、新型の防護マスクの実験であることを告げた。

当時、自衛隊では、陸海空の全隊員が装備する防護マスクの開発が進められていた。開発は、陸上自衛隊衛生学校、防衛省（当時は防衛庁）技術研究本部と歩調を合わせながら行なわれ、数年にわたってマウス、ウサギなどの動物実験をくり返していた。「当時はその新型開発の最終段階にあった」とAさんは言う。

新型とは、個人用防護装備として現在も通常使用されている「防護マスク4型」のことだ。

化学学校には教育部の所管する「ガス訓練室」という施設があった。隊員が「ガス室」と呼ぶ一〇畳ほどの部屋で、防護マスクの教育訓練として「ガス体験」も行なわれた。

Aさんは話す。



防毒マスク4型を装着し訓練をする陸上自衛隊員。(提供/陸上自衛隊)

「そうした通常の訓練で使用されるのは催涙ガスです。催涙ガスは喉と目と鼻の粘膜を刺激しますし、異臭もする。若い隊員たちは装束状態でガスの充満した天幕の中に入り、教官の指示で数分ほど脱面し微量の催涙ガス体験をします。やがて目を真っ赤にし、鼻水を垂らしながら部屋から出てくるのです」

こうした訓練は現在も自衛隊員のカリキュラムに入っているというが、そこで使われるガス剤は人体への危険度の少ない催涙ガスである。しかし、この日は様子が違った。

「モルモットかよ！」

「ガス室を使用せず、野外でガス天幕を張って実施さ

れました。天幕から少し離れた場所に隊員たちが集められました。そこで、新型防護マスクと防護衣の実験だと告げられると、若い隊員の一人が、「われわれはモルモットかよ！」という声を上げたのです」

声を上げた隊員の名前をAさんは今も憶えている。「第一〇一化学防護隊の隊員で、石川県出身のTさんという方でした」（Aさん）。

この声を耳にして、研究員はあわてた。Aさんが急遽呼ばれることになる。「研究員の一人が私に、『お前、一緒に（天幕の中）に入ってくれないか』と言うのです。なぜ私が？と聞くと、研究員は『隊員たちが疑っているから』などと言いました。実験室の

「催涙ガスであれば強烈な刺激臭がします。五〇メートル離れていてもそれとわかるほどです。しかしこのときは無臭でした」

実験は無事終了したが、Aさんは腑に落ちない。若い隊員と一緒に人体実験の道具にされたのではないかという疑念を拭い去れない。すると、この実験の直前、野外で何気なく目撃した光景が頭に浮かんできた。

実験を担当した二人の研究員がなにやらそこそこと話していたのだ。もめているようにも見えた。そのときはガス剤の量をめぐって議論でもしているのではないかと思っていた。しかし天幕の内側に入り、「催涙ガスとは違う！」と感じたとき、その光景はまったく違う色合いを帯びてきた。

Aさんと言う。「はつきり言えば、神経ガスの実験台にされたのではないかといいことです」

当時、化学学校で製造されたサリン、タブン、VXなどの神経ガスは実験室奥にある二重の鍵のかかった冷蔵庫に保管されていた。研究員は装備研究科の科長から鍵を借りて冷蔵庫を開け閉めしていたと、Aさんは説明する。

「冷蔵庫の中にそのとき何が入っているかは、見なくてもわかりました。というのも毒ガスを作るのは年四回だけ。当時、冷蔵庫の中にあつたのはサリンとタブンだけだったのです。また、そもそもこの実験の対象となつたのは毒ガス用の戦闘用防護衣と新型の防護マスクで、これは催涙ガスでは

遺棄された旧日本軍の毒ガス

旧日本軍の毒ガスに関する公文書は意図的に隠蔽・焼却などされた。敗戦時に国内に保管されていた毒ガスは米軍駐留前までに軍によって地下や海中に不法投棄され、これまで全国各地で発見されている。

このうち2003年に茨城県神栖町（当時）の井戸水から発見されたコンクリート塊には「あか剤」と呼ばれるたけしやみ性毒ガスに使用されるジフェニルアルシン酸が混ぜられており、赤ちゃんが脳性麻痺になるなど周辺住民に健康被害が続く。この神栖事件については公害等調整委員会が2012年6月に住民と国・県との間で和解が成立したばかりだ。

中国各地に遺された日本軍の毒ガスの被害をめぐっては、現在も被害者と日本政府との間で裁判が続けられている。毒ガスは過去の話ではなく、戦後六十数年間、被害者が出続けている現在の問題である。

なく、毒ガスの防護のための装備品なのです」
この頃からAさんは化学学校のやり方に不審を持ち始めたという。
ちなみに、この「防護マスク4型」だが、偶然にも（と言おうか）連載二回目と五回目に登場した山里洋介・元陸上幕僚監部化学室長が現在副社長を務める興研株式会社製の製品である。興研は4型を改良した「00式4型B」も自衛隊に納品している。

サリン製造時の事故

年に四回、猛毒のガスを製造する際、Aさんは何回かアクシデントに遭遇した。「研究員五、六人でサリンを使った実験をしていたときのことです。そのうちの一人が『目がおかしい』と言いだし、見ると、瞳孔が変化していました。サリンの中毒特有の縮瞳です。毒ガス製造は自衛隊内部でも極秘なので、民間の病院には行けません。このときは大事には至りませんでした

が、こうした事故は外に報告することができない。内部でもみ消しと言いますか、処理をする」
実験終了後に実験に使用した器具類を洗浄していたときにも事故が起きた。「フラスコやビーカーに液体が残ってしまったのですが、これを洗浄剤のアセトンを使って洗い流していたときのことです。洗い場から流れた汚染水は建物外の処置槽に流れ込み、そこから浄化槽へと移り、浄化された上で排水されます。このときはガス湯沸かし器からお湯を出して器具を洗っていたのですが、突然、外で大きな爆発が起きたのです」
揮発性の高いアセトンなどの有機溶剤が湯沸かし器のガスに引火し、処置槽内で爆発。たまたま処置槽近くにいた隊員の話では、処置槽の重く分厚い蓋が持ち上がるくらいの強い爆発だったという。

「幸いけが人が出ることはありませんでしたが、危険な毒物を使用すると、気作業であったことがわかる。今もあるのか？」
遺棄されたのは、どのような薬品だったのか。「シアン化カリウム、いわゆる青酸カリ。それと、憶えているのはヒ素化合物。いずれも毒物ですよ」
Aさんは一緒に遺棄作業をした同僚の隊員の名を記憶している。そのうちの一人は当時、千葉県松戸市から通勤していたT技官だという。

「毒物の遺棄はおそらく化学学校長には報告されていた」
理由があるなら、法的な根拠と製造内容、管理、用途について国民の前に詳らかにしなければなりません。それをせずに製造したことは違法です」
化学兵器禁止法によって化学学校は「特定施設」として「特定物質」の製造を防護のために認められているが、この点について南さんは「戦前も『防護目的』として使用していたわけですから、戦後憲法のもとでは、製造している物質が何か、その量、管理の状況、用途などについて詳細を国会、国民に明らかにしなければなりません。化学学校に付き、国政調査権の発動が為されるべきです。また、化学兵器禁止法によってOPCW（化学兵器禁止機関）への報告が義務づけられており、報告をしているとすれば報告書の内容について国会および国民の前に明らかにすべきです」

毒物入り一斗缶

毒ガス製造に使用する薬剤は五メートル四方ほどの二つの大型薬品庫に厳重に保管されていた。そこにはドイツやスウェーデン、米

「ある日、大型薬品庫の整理をしたのですが、薬品の瓶に貼ってある製造年月日を見ると、すでに耐用年数を超えているものが大量に出てきたのです。おそらく創立以来一〇年も二〇年も貯蔵され、放置してきたものだと思います」
化学教育隊が化学学校に昇格し、富士駐屯地から大宮駐屯地に移駐してきたのは一九五七年一〇月。A

元自衛官Aさんの証言に基づく毒物遺棄の場所



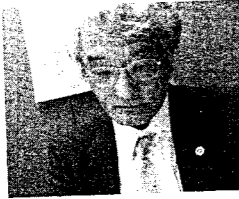
Aさんが毒物を埋めたと言証する陸上自衛隊大宮駐屯地のグラウンドと訓練場を分ける緑地帯付近。

「ある日、大型薬品庫の整理をしたのですが、薬品の瓶に貼ってある製造年月日を見ると、すでに耐用年数を超えているものが大量に出てきたのです。おそらく創立以来一〇年も二〇年も貯蔵され、放置してきたものだと思います」
化学教育隊が化学学校に昇格し、富士駐屯地から大宮駐屯地に移駐してきたのは一九五七年一〇月。A

「戦前も『防護目的』として使用していたわけですから、戦後憲法のもとでは、製造している物質が何か、その量、管理の状況、用途などについて詳細を国会、国民に明らかにしなければなりません。化学学校に付き、国政調査権の発動が為されるべきです。また、化学兵器禁止法によってOPCW（化学兵器禁止機関）への報告が義務づけられており、報告をしているとすれば報告書の内容について国会および国民の前に明らかにすべきです」

自衛隊とサリン

毒ガス遺棄裁判の代理人・南典男弁護士「今も続く毒ガス製造と遺棄の解明が必要」



「極秘製造は法律上問題あり」と指摘する中国遺棄毒ガス被害裁判の代理人を務める南典男弁護士。

中国での旧日本軍の毒ガス遺棄被害裁判の原告代理人を務める南典男弁護士（東京・新宿、ピープルズ法律事務所）は、化学学校での極秘の毒ガス製造についてこう述べる。「防護目的なら許されるのかと言えば、そうではありません。旧日本軍が化学兵器を大量に使用した事実が明らかになっていますが、満州第516部隊（関東軍化学部）の作成した文書にも『防護目的』と書いてあるのです。戦前・戦中も、使用を前提とした毒ガスの製造は国際社会の中で違法と認識されていました。だから旧日本軍は瀬戸内海の久野島を地図から消し、中国で大量の毒ガス弾を現地で地中に隠し埋めるなど毒ガスの存在自体を隠蔽したのです。戦後ならなおさら。化学学校が極秘に毒ガスを製造していたということは、軍の隠蔽体質が戦後も変わっていないという表れです」

法的にはどんな問題があるのか。「まず、毒ガス製造を禁止する法律が1995年の化学兵器禁止法成立まで存在しなかったという点ですが、中国人遺棄毒ガス被害事件の裁判（第一次訴訟）で次のような判決が出ています。国が『毒ガス兵器を遺棄することは国際法上禁じられていなかった』などと主張したのに対し、裁判所は『毒ガス兵器等による生命、身体に対する被害が極めて重大で、重篤なものであることを考慮すると』とし、たとえ遺棄を違法とする特段の法令の定めがなくても違法の評価を免れないという趣旨の判断を示しました（東京高裁、2007年7月18日）。人の生命や身体に重大な被害を与えるものを遺棄することは、かりに禁止する法律がなくてもダメですよ、ということです。これと同様に、法律上の根拠なしに大量殺人兵器につながる危険な毒物を秘密裏に作ることは、禁止する法律がないとしても戦後の法体系の中で許されることではありません」

南さんはまた、予算措置上の違法性も指摘する。「防衛省に限らず、すべての国の事業・活動には、法に基づいた予算措置が必要です。法律上の根拠なしに予算付けはできません。既存法である毒物及び劇物取締法などにして、その登録、届出、許可などに厳しいルールを定めています。極秘に製造することなど許されないのです。（自衛隊の毒ガス製造に）かりに正当な

理由があるなら、法的な根拠と製造内容、管理、用途について国民の前に詳らかにしなければなりません。それをせずに製造したことは違法です」
化学兵器禁止法によって化学学校は「特定施設」として「特定物質」の製造を防護のために認められているが、この点について南さんは「戦前も『防護目的』として使用していたわけですから、戦後憲法のもとでは、製造している物質が何か、その量、管理の状況、用途などについて詳細を国会、国民に明らかにしなければなりません。化学学校に付き、国政調査権の発動が為されるべきです。また、化学兵器禁止法によってOPCW（化学兵器禁止機関）への報告が義務づけられており、報告をしているとすれば報告書の内容について国会および国民の前に明らかにすべきです」

さらに、大宮駐屯地内での毒物遺棄疑惑について南さんは言う。「毒物に対して最も情報が集中しなければならぬ化学学校が、環境汚染や人的被害を引き起こす恐れのある行為をしていたということになれば、違法を通り越して論外です。組織自体のあり方が問われなければならない。一刻も早く事実解明が必要です」

防護研究とは何か

私たちは大変な組織に潤沢な研究費（化学学校の二

防衛大臣、化学学校とともに事実上の取材拒否

防衛大臣と化学学校に問う

当事者（山里洋介・元陸上自衛隊化学学校長）が毒ガス製造を認めているにもかかわらず、毒ガス製造に関わる文書は「不存在」とする「不開示決定通知書」（6月6日付）が「防衛大臣」名で送られてきた。

- ① 一九五〇年代以降の米軍からの毒ガス譲渡
- ② 米軍作成と思われる化学兵器製造資料とそれに基づく毒ガス製造
- ③ 六〇年代からのサリンなどの製造
- ④ 「わずか数グラム」どころか「二日「リットル」もの毒ガス製造
- ⑤ 大宮駐屯地内への毒物遺棄

取材を申し込んだが、断られた。

私は、このような組織を「国防軍」にすると息巻く政党が政権を担っていることに強い危機感を覚える。かりに国防軍になれば、防衛省は「国防省」になるのだろう。文民統制とは何か、専守防衛とは何かの議論など、「国防」の名の下にますます封じ込められる恐れがある。これを許すとすれば、それは私たちの責任だ。

連載中、Aさんから連絡が来た。「本屋さんで『週刊金曜日』を買って読んでますよ。これで私の自衛官としての仕事は本当に終わりです」

連載を終えるにあたり、防衛大臣と陸上自衛隊化学学校に、本連載で明らかにされた別掲右上の五点について事実関係を問う。53ページ、13ページの南典男弁護士の法的な指摘も含めて、当時の法と現行法に基づく説明を求め、「防護目的」と言うからには、防衛省にはその説明責任があるだろう。

撮影／筆者
（おわり）

かたおか のぶゆき・本誌編集部

どこまでが「防護研究」なのかを明確にしないまま、極秘裏に開発が進められた。そのため、国民（国会）のチェックはおろか、その事実さえ知られずに半世紀にわたりサリンが作られ続けてきたのである。

まず国民の前に毒ガス製造の事実がきちんと明らかにされ、その上で「防護研究」とはなにかが問われなければならない。

外務省生物・化学兵器禁止条約室（宮原賢治室長）によると、一九九七年発効の化学兵器禁止条約で定められている化学兵器禁止機関（OPCW）による陸上化学学校の査察および同化学学校の申告内容については開示されておらず、同条約批准後、国会でその査察・申告内容について報告されたこともない、という。

「化学兵器禁止条約では秘匿性の高い情報に区分され、国会への報告義務はなく、過去に質問もなかった。化学学校の申告内容も、防護目的ということの開示義務はありません」（谷内一智・同室首席事務官）

防護目的と言えはすべて非開示でよいのか。それが本当に防護なのかどうチェックするのかわかるのか。そう指摘すると、「おっしゃることはよくわかるのですが……」（同）と口を濁した。

防衛省に問う

本連載の開始前、四月八日に陸上幕僚監部広報室を通じて化学学校に「毒ガス製造」に関する取材を申し込んだが、同月一六日に断りの電話が来た。「国民のみなさまに正しい情報をお知らせしたいので、その観

点から広報効果がないと……」（担当者）。

同じ四月、小野寺五典防衛大臣宛に、文書の作成された期間を特定して「化学学校の毒ガス製造に関する文書」の開示請求をしたが、「不存在につき不開示」との通知書が六月六日付で届いた。一九七〇年代から八〇年にかけての毒ガス製造を示す行政文書は存在しないという。であれば、行政文書のない活動に国民の税金を注ぎ込んでいたことになり、それ自体、違法の疑いがある。小野寺防衛大臣にはインタビューも申し込んだが、六月一〇日に防衛省内局報道室から「取材は受けられない」との連絡があった。また、自衛隊の化学畑を歩いてきたという「ヒゲの隊長」こと佐藤正久参議院議員（自民）にも